

# 第2編 災害予防計画

災害の発生を防御し、災害が発生した場合において速やかに応急的救助等を行い、災害による被害を軽減するための災害予防対策は、この計画の定めるところによる。

## 目次

第2編	災害予防計画	2-1
第1章	地域の防災力（自助・共助）の向上	2-2
第1節	市民の防災力の向上	2-3
第2節	家庭の防災力の向上	2-6
第3節	地域（自主防災組織など）の防災力の向上	2-8
第4節	学校園の防災力の向上	2-12
第5節	福祉事業所の防災力の向上	2-14
第6節	病院の防災力の向上	2-15
第7節	事業所の防災力の向上	2-16
第8節	災害ボランティア活動支援環境整備	2-19
第9節	要配慮者の安全確保	2-21
第2章	行政の防災力（公助）の整備	2-24
第1節	防災体制の整備	2-24
第2節	相互支援体制の整備	2-28
第3節	防災拠点の整備	2-29
第4節	非常用物資の整備	2-32
第5節	防災情報通信体制の整備	2-34
第6節	医療・救護体制の整備	2-36
第7節	災害に強いまちづくり	2-38
第8節	緊急輸送道路・ヘリポートの整備	2-42
第9節	防災訓練・防災普及計画	2-45
第10節	災害廃棄物の処理計画	2-48
第11節	火葬場等の確保	2-50
第3章	災害事象ごとの予防対策等	2-51
第1節	地震災害予防対策	2-51
第2節	風水害予防対策	2-54
第3節	火災予防対策	2-56
第4節	鉄道・道路等大規模事故予防対策	2-58
第5節	ライフライン施設等の災害予防対策	2-60
第6節	文化財の災害予防対策	2-72

## 第1章 地域の防災力（自助・共助）の向上

「阪神・淡路大震災」のような大規模な直下型地震や南海トラフ地震など大規模な海溝型地震が発生した場合、その被害は多様かつ広範囲にわたって発生することが予測される。

これに対して、市が有する防災活動資源と防災関係機関の消防力、警察力など災害を軽減することに関しての対応力にはおのずと限界があり、災害による被害を最小化するためには市民の自主的な防災活動、すなわち市民自らが出火防止、初期消火に努めるとともに、被災者の救出、救護、避難誘導などに市民の力を結集していくことが必要である。

また、これらの防災活動を行うにあたって、各人が個々に行動することは効率的でないだけでなく、かえって混乱を生じる原因となるので、市民が団結し組織的に行動することによって、その効果を十分に発揮することができるものである。したがって、自主防災組織を軸として、日頃から災害時を想定した防災訓練を実施し、経験を積み重ねるとともに災害に対する心構えを養成しておくことが必要である。

さらに、こうした防災対策は、市民が互いに協力し、消防団をはじめ、防災関係機関等と有機的連携を保ち、自発的に防災組織をつくることによって効果的なものになる。

このため、市は、的確な自主防災活動ができるようにその基準等を示し、防災組織の編成及び育成、指導にあたるものとする。

## 第1節 市民の防災力の向上

大規模災害では、予防計画に基づく対策を実施し、被害の発生を防ぐ「縮災」と、災害発生時の被害をできるだけ少なくするための「減災」に取り組むことが重要であり、市だけでなく、市民一人ひとりが「自分の生命・財産は自分で守る」という防災意識の向上がこれまで以上に必要である。

そのため、市は、日頃から市民に対して、災害の危険性について周知徹底を図るとともに、防災訓練や防災教育を通じて防災に関する知識を普及するよう努める。

### 第1 市民の防災行動力の向上

#### 1. 防災知識の取得

市民は、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震などの教訓を風化させることなく、災害に対する意識を持ち続けるように努め、日頃から地域の災害リスク情報や災害時における心得などに関する防災知識の習得に努める。

市は、地域の災害リスクなどを市民に周知するため、パンフレットやハザードマップ等の配布、広報・インターネットによる情報提供を行う。また、災害行動力を高めるため、防災に関する様々な講座・イベント等を開催する。

市民と市が連携して、災害時に誤った行動が被害を拡大させるとの教訓を認識し、自動車の使用方法などの避難などのルール化を進め、すべての市民が適切な行動がとれるように、教訓を生かした防災知識や心得の普及に努める。

防災知識の普及方法及び内容は、次に例示するとおりとする。

#### 【 普及の方法(例) 】

啓発事業・各種関係団体を通じた普及・啓発	1 研修会、講習会、集会等の開催 2 DVD、映画フィルムの貸出 3 災害予防施設、防災資機材の確認、点検 4 防災資料の提供
広報媒体による普及	1 ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ、インターネット 2 新聞、雑誌 3 広報紙やパンフレット等の印刷物 4 防災DVD 5 講演会、展覧会及び映画上映会等の開催 6 ハザードマップ

#### 【 災害リスクに関して周知する情報 】

1	災害に関する一般的知識
2	地域での災害履歴
3	ハザードマップなど各種災害情報
4	避難情報(避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急))の意味合い
5	気象情報(注意報、警報、特別警報)の意味合い
6	市の防災対策

## 【 災害に対する平時の心得 】

1	地域の危険度の理解（老朽建築物、老朽ため池等）
2	家庭における防災に関する話し合い、連絡体制の確保
3	家屋の補強、家具、その他落下倒壊危険物の対策
4	応急救護等の知識・技術の習得
5	災害時の避難所、避難路及び最寄りの医療救護施設の確認
6	飲料水及び食糧（最低3日分）、日用品、医療品等生活必需品の備蓄
7	非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等）
8	石油ストーブ、ガス器具等について、耐震自動消火装置等の火災予防措置の実施
9	避難行動要支援者及び観光客、外国人への配慮

## 【 災害発生時の心得 】

1	出火防止及び初期消火
2	負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
3	自力による生活手段の確保
4	正確な情報の把握
5	適切な避難及び避難生活
6	自動車等の運転の自粛

## 【 地震災害発生時の自動車運転者の心得 】

1	運転中に地震を覚知した場合は、道路の左側に車を寄せて止まり、エンジンを切って様子を見る。
2	カーラジオで情報を聞く。
3	警察官の指示に従う。
4	車を置いて避難する場合は、エンジンキーをつけたままとし、ドアはロックしない。
5	避難に際しては、原則として車を使用しない。

## 2. 参画・協働意識の向上

市民は、参画と協働によるまちづくりに自主的に関わるよう努め、自らの意見と行動に責任を持つよう心掛ける。また、緊急時に助け合える緊密なコミュニティ形成を目指し、日頃から自治会等をはじめとする地縁団体での防災及び各種イベント活動などを通じた組織づくりに協力する。

市民は、コミュニティ活動を支援し、地域で共に助け合い、支え合う地域コミュニティづくりを推進するとともに、地域活動への参加の呼びかけ、組織運営の活発化に寄与するように取組を進める。

## 第2 災害対応能力の向上

## 1. 防災訓練への参加

市民は、日頃から防災訓練をはじめ自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努める。

## 2. 避難行動要支援者に対する市民意識の向上

市民は、市及び自主防災組織等と連携して、日頃から近隣の避難行動要支援者の所在及び生活習慣等に関する把握に努め、災害情報の伝達や避難を支援する地縁団体や市民の選定に対しても積極的に協力するよう努める。また、災害発生時には、避難行動要支援者への情報伝達や安否確認、避難誘導等に対して支援・協力を行う。

## 3. 災害ボランティア活動に対する意識の向上

市民は、行政とボランティアとの連携の重要性をあらためて認識し、災害時に自分たちができるボランティア活動について考え、活動に関する知識や能力の習得に努める。

## 4. 地区防災計画作成への参加

市民は、市が作成した地域防災計画を理解した上で、地域の実情に合った防災対策を進めるため、自主防災組織等が作成する地区防災計画の作成に積極的に参画する。

## 第2節 家庭の防災力の向上

大規模災害では、多くの人命が家屋内で失われているため、自宅の耐震補強や家具の固定など、各家庭において事前の取り組みを徹底することは、物的被害を軽減させ、減災につながる。このため、市は家庭での事前の安全対策の実施を促す。

また、多くの家庭で家族が市外へ通勤通学しており、災害発生の時間帯によっては、家族の安否や所在の確認が非常に困難になることが予想される。このため、緊急時の連絡方法や集合場所などを日頃から話し合いを進めるよう働きかける。

### 第1 家庭の防災力向上

#### 1. 家族の避難場所・集合場所・連絡方法等の確認

市民は、定期的に家族で話し合いの場を持ち、非常持ち出し品の搬出や火の始末などの役割分担を行い、避難所や避難経路を確認しておく。また、家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（災害伝言ダイヤル 電話番号：171 の利用など）や最終的な集合場所も決めておく。

ペットを飼う市民は同行避難することができるよう、平常時から備えるべき対策について意識をもち、ペットの安全と健康を守るとともに、避難時には他の避難者への迷惑にならないように努めなければならない。

##### 【ペットの同行避難への備え】

飼い主の明示	犬の鑑札・予防注射済票の装着、迷子札やマイクロチップ等の装着。
しつけ	他避難者に迷惑をかけないように、基本的なしつけや、緊急避難できるようケージ等に慣らしておく。
健康管理	狂犬病予防接種、ワクチン、ダニ・ノミ駆除等を実施。
備蓄品の用意	フード・水（最低5日分以上）、シーツ等ペット用品、飼育手帳等

#### 2. 家庭内備蓄の促進

各家庭では、食料、飲料水をはじめ必要な備蓄を行う。また、避難所などでの生活を想定し、必要最低限の衣類や医薬品などを準備し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。

##### 【 家庭内での備蓄 】

1	各家庭において、家族の最低 3 日分程度の食糧や飲料水等の備蓄
2	食物アレルギー等、食事に特別な配慮が必要な場合の 7 日分程度の分量確保
3	カセットコンロ等調理用熱源及び燃料の確保
4	石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料の確保
5	その他、家族構成に合わせた、震災時に必要な物資の備蓄

※南海トラフ地震では発災時には物流が長期間途絶する可能性から 7 日間以上の備蓄を推奨

## 第2 家庭内の安全対策の向上

### 1. 耐震診断及び耐震補強の実施

市民は、住宅の耐震化が「災害に強いまちづくり」において必要かつ重要である旨を理解し、専門家による耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を実施する。

特に、市の「耐震改修促進計画」で「要安全確認計画記載建築物」と指定された建築物については、できる限り早期に対策を講じるものとする。

### 2. 室内外安全対策の実施

市民は、家具の転倒防止対策、照明器具等の落下防止対策を実施する他、必要に応じてブロック塀の安全対策、窓ガラス・外壁タイルの落下防止対策についても実施する。

## 第3節 地域(自主防災組織など)の防災力の向上

### 第1 自主防災組織の果たすべき役割

#### 1. 平常時の活動

##### (1) 防災知識の普及

正しい防災知識を一人ひとりがもつように映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、災害についての知識、平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

##### (2) 「地区防災計画」及び「避難生活運営計画書」の作成

地域を守るために必要な対策及び構成員ごとの役割を「地区防災計画」等に定める。

また、大規模な災害により、避難生活の長期化を余儀なくされる場合に、市民の間には大きな不安と混乱が生じることは避けられないことから、避難所生活及び発災時の被災者の避難所生活が円滑に行われるように、「避難生活運営計画書」を「大和高田市避難所運営マニュアル」等の参照、「避難所HUG※」などを実施して作成していくものとする。

※ 避難所HUG：平成19年に静岡県が開発した防災ゲーム（登録商標第5308380号、不許複製）

#### 【 避難生活運営計画の内容 】

1	避難者の名簿及び連絡先
2	市の担当配備職員の明記
3	班別の任務分担及びその構成
4	避難生活時間の設定（起床、会議、食事、清掃、就寝時間など）
5	マスコミの対応
6	プライバシーを確保するための取決め
7	トイレ清掃等の取決め
8	その他避難生活に必要な対策

▶ 参照資料編 資料33. 避難生活運営計画書作成例

##### (3) 「防災点検の日」

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、自主防災組織や消防団の防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため、「防災点検の日」を設ける。

##### (4) 避難行動要支援者への対策

避難行動要支援者の災害発生時に自力で避難できない人々の安全を図るため、次のような対策を講じるものとする。

1	要配慮者施設の入所者と市民の災害時における連携を密にするため、定期的に合同の防災訓練を実施するものとする。
2	災害発生時の避難にあたっては、施設職員だけでは不十分であるので、災害時には、市民の協力が得られる体制づくりをする。



3	避難行動要支援者の避難については、地域ごとの指定場所に避難した後、福祉避難所へ移送できる実施隊を確立しておくこと。
4	常時単身で日常生活を営む高齢者、あるいは長期寝たきりまたは認知症を有する高齢者について生活環境面から防災上の特段の配慮をする。

### （5）防災訓練

いつ災害が発生してもそれに対応できるように、平素から防災活動に必要な知識、技術を習得させるため、市、消防団、自主防災組織と消防署等の防災関係機関などが有機的な連携をとり、実施する。

### （6）火気使用設備器具の点検

地域内には、災害時に被害の発生拡大の原因となるものが数多くあるが、特に、各家庭のガス器具、ストーブ類などについて自主防災組織で「点検の日」を定め、地域内の一斉点検を行う。

### （7）建物及び構築物の点検

建物の倒壊による被害は、火災発生の原因ともなるので、各戸に建築物の耐震性の診断を実施し、倒壊の危険が予測されるものについては、あらかじめ補強を行う。

### （8）消火用器材

各家庭に消火器、水バケツ、消火用水などを備えるよう指導するとともに、地域の実情にしたがって要所に消火器、消火用水槽等の配置をするよう努める。

### （9）防災用資機材の備蓄

自主防災組織ごとに、災害時に対する備えとして、防災用資機材、非常用食料、医薬品などの備蓄を行うよう努める。

## 2. 災害発生後に実施が必要となる事項

自主防災組織は、組織員全員が協力して地域の防災活動を行うものとする。その主なものは、次のとおりである。

1	負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
2	情報の収集、伝達
3	出火防止活動及び初期消火
4	防災用資機材の配備または活用
5	避難及び共同避難生活

## 第2 組織体制の強化

平成28年現在、市内に44組織の自主防災組織が組織化されている（組織化達成率56.9%）。

市は、自主防災組織が十分その機能を発揮し、継続して活動を行っていくことができるように、その基礎となる組織体制をしっかりと整えておくことが必要である。そのため、市、防災関係機関等が協力し、各自主防災組織との情報連絡体制の確立、市民に対する啓発指導、防災用備蓄資材や防災施設の整備の他、自主防災組織の活動内容について「地区防災計画」を作成し、推進にあたって協力を行うための組織づくりをめざすこととする。

## 1. 組織体制

組織体系は、おおむね次のとおりとする。



## 2. 自主防災組織の組織力の向上

市は、消防団等と有機的な連携を図りながら適切な指導を行い、自主防災組織の組織力を高めるため、必要な資料の提供、研修会の開催や訓練の支援などを行い、活動の充実化を促進する。

1	防災及び救命救急に関する講演会、識習会、研修会、ワークショップ及び出前講座の実施
2	自主防災組織が主体となり実施する訓練や研修会への積極的な支援、指導
3	活動拠点施設の整備、防災資機材の整備に関する支援
4	各コミュニティへの個別指導・助言
5	自主防災組織同士のネットワーク構築の支援（相互に情報交換できる仕組みづくり）
6	自主防災に関する啓発資料の作成
7	自主防災に関する情報の提供
8	防災士など自主防災組織のリーダーの養成
9	その他

## 3. 自主防災組織への助成

市は、自主防災組織の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備を促進するため、必要な助成を行う。

## 4. 地区防災計画の作成と連携

大規模災害時において、市民の応急活動は極めて有効性が高いため、自主防災組織を中心に「地区防災計画」の策定を促進し、自主防災組織ごとに市民が救護活動を行うために必要な資機材の備蓄や防災リーダーの育成、防災訓練、防災研修のあり方を定め、地域の役割分担など災害時に活動できる組織となるよう支援を行う。

### 【 地区防災計画の項目 】

1	自主防災組織の編成と任務分担に関すること（役割の明確化）
2	防災知識の普及に関すること（普及事項、方法等）
3	防災訓練に関すること（訓練の種別、実施計画等）
4	情報の収集伝達に関すること（収集伝達方法等）
5	出火防止・初期消火に関すること（消火方法、体制等）

6	救出・救護に関すること（活動内容、医療機関への連絡等）
7	避難誘導及び避難生活に関すること（避難指示の方法、災害時要配慮者への対応、避難路・避難場所、避難所運営協力等）
8	給食・給水に関すること（食料・飲料水の確保、炊き出し等）
9	防災資機材等の備蓄・管理に関すること（調達計画、保管場所、管理場所）

## 5. 防災訓練計画

市内小学校区ごとに町総代連合会、自治会等による避難、初期消火及び炊き出し訓練等の応急災害措置訓練等を、適宜実施するものとする。

## 第3 災害時の活動の取り組みについての支援

市は、自主防災組織に対して、災害時に必要となる次のような活動の支援を行う。

1	出火防止と初期消火
2	負傷者の救助
3	市民の安否確認
4	情報の収集、伝達
5	避難誘導、避難生活の指導
6	給食、給水
7	災害ボランティア受入れの調整、被害がより大きい近隣地域への応援

## 第4節 学校園の防災力の向上

災害が発生した場合、市内の学校、幼稚園、こども園、保育所（以下「学校園」という。）には、園児・児童・生徒や教職員の安全を確保するとともに、避難誘導や下校措置などの応急対策を講じる責務がある。

そのため、日頃から学校園敷地内や通学・通園路等の危険箇所を調査・把握する。また、小中学校及び、高校は指定避難所等として使用されることから、教職員は避難所開設及び運営に対する協力や施設の保全を行う。

市は、学校園防災計画の作成、教職員及び園児・児童・生徒等への防災訓練、防災教育等を積極的に進め、学校における防災力向上を図る。

### 第1 防災活動体制の強化

#### 1. 防災体制の整備促進

市は、地域防災計画や学校園防災計画に沿って、市内の学校園における防災体制構築を支援するとともに、学校園間の連絡網を整備し、適宜更新を行う。

また、指定避難所となる学校施設においては、地震に備えた耐震性の向上、備蓄庫の充実、ライフラインの強化等を実施し、災害に強い施設づくりを推進する。特に、内壁・外壁・天井の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・塀の倒壊防止、防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検については、日頃から定期的に行う。

#### 2. 「学校園防災計画」の作成支援

学校園は、「奈良県学校地震防災教育推進プラン」を参照に「学校園防災計画」の整備及び更新を行い、防災訓練をはじめとする平時の安全対策、災害発生時における児童・生徒、教職員等の安全確保や教職員の参集体制、施設の保全に関する迅速な対応等、各種災害対策を検討し、その充実を図る。学校園防災計画の内容は以下のとおりとする。

なお、保護の方法、保護者への引き渡し方法を毎年度当初、具体的に定め、各保護者と確認することとする。

#### 【 学校園防災計画の項目 】

防災体制に関すること	校内の防災組織、教職員の参集体制、家庭や地域との連携
安全点検に関すること	安全点検の実施、防災設備の点検、避難経路の点検
防災教育の推進に関すること	防災教育推進及び指導計画、教職員の指導力・実践力の向上
防災(避難)訓練の実施に関すること	避難経路・避難場所、防災(避難)訓練指導、安否確認
緊急時の連絡体制に関すること	教職員、保護者、関係機関への連絡体制
学校が避難所となった場合の対応に関すること	避難所支援体制、施設開放の手順

#### 3. 避難行動要支援者への対策

教育委員会及び学校園は、「学校園防災計画」の作成や施設・設備の整備を行う際には、特別な支援を要する児童・生徒の安全にも十分配慮する。

## 第2 防災教育・防災訓練の実施

### 1. 教職員への防災教育の推進

市は、学校園の防災担当教員やその他の教員に対し、防災教育の方向性を示すとともに、研修や資料の情報共有ができる仕組みづくりを行う。

学校園は、学校園防災計画等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、児童・生徒に対する防災教育等に関する研修や図上訓練を実施し、災害時に教職員のとるべき行動とその意義について周知を図り、緊急時に迅速かつ適切な行動が行われるよう努める。

特に、震災の体験や教訓を生かすため、風水害や震災の記録集等を収集の上、授業等で活用するよう努める。

また、避難所となる学校施設においては、災害時に多くの避難者が予想される中で、教職員が避難所運営に携わる機会が想定されるため、避難所HUG等を実施し、災害時にスムーズな避難所開設・運営が行えるよう備える。

### 2. 園児・児童・生徒等への防災教育の推進

学校園長は、各学校園の立地条件等の実情を踏まえながら、各授業、防災訓練、避難訓練等、学校園の教育活動全体を通じて、計画的・継続的に防災教育・ボランティア教育を実施する。

また、「奈良県学校地震防災教育プログラム」が目標とする「災害に自立的に対応できる子どもの育成」をめざし、園児・児童・生徒一人ひとりが発達段階に応じて、「自助」「共助」の考え方を身につけ、災害への備えの大切さや、人と人が支え合う地域社会が安全・安心を支える基本であることを理解できるよう、防災教育の推進を図る。

学校園以外の安全な場所に避難する場合は、年齢、その他対象者の理解力に応じて計画的に反復して教育、訓練を実施する。

### 3. 地域との連携推進

自主防災組織及び地縁団体、市民、学校園が連携して行う、「地域防災力強化訓練」を推進し、地域の防災ネットワークの充実を図る。なお、避難訓練については、保護者等の参加を求めることが望ましい。

### 4. 児童・生徒のこころのケア対策の体制づくりの推進

過去に発生した大規模水害や大震災等では、心の健康が阻害されている子どもが多く見られたため、非常災害時のこころのケアに関する事例・対応の教職員への周知や、PTSD（心的外傷後ストレス障害）・急性ストレス障害等の震災時の子どもの心身反応等に関する研修等、様々なこころのケアの取り組みを継続的かつ長期的に進めるよう努める。

## 第5節 福祉事業所の防災力の向上

災害時要配慮者施設を運営する福祉事業所では、利用者の安全を確保する必要があり、また、災害後の避難所や福祉避難所としての利用が必要であることから、日頃から施設内の予防対策を講じるとともに、地域との連携を強化しておく必要がある。

福祉事業所では防災力向上を図るため、地域の防災組織との連携を強化する他、備蓄等の備えや「事業継続計画（BCP）」の作成などを行う。

### 第1 防災活動体制の強化

改正水防法により浸水想定区域内の要配慮者利用施設には「避難確保計画」または「浸水防止計画」の作成、避難訓練の実施、自衛水防組織の設置などの努力義務が規定されていることから、市も支援を行う。

#### 1. 自主防災組織設置の促進

市は、福祉事業所等に対して自衛消防組織の整備を指導し、自主防災組織との連携強化を図る。

#### 2. 防災訓練・研修会等の実施及び参加

福祉事業所は、その事業所内における防災訓練を強化するとともに、防災行事等に積極的に参加し、従業員の防災意識の高揚を図る。

#### 3. 福祉避難所としての連携強化

市は、通常の避難所での生活が困難な障害者や介護を要する高齢者等を受け入れることができる、生活相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した施設を「福祉避難所」として指定し、各社会福祉施設等への協力を呼び掛ける。

### 第2 防災への備え

#### 1. 備蓄の促進

福祉事業所は、従業員、利用者が帰宅困難となる事態も想定し、飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄に努める。

#### 2. 施設の耐震・不燃化の促進

災害発生時にも施設被害を最少化するため、施設の耐震補強、不燃化を促進する。

#### 3. 事業継続計画（BCP）策定の支援

市は県とともに社会福祉施設や福祉サービス事業者に対し、事業継続計画（BCP）の策定を促すなど、入所者・利用者の安全確保やサービスの早期再開に向けた取り組みを進めるよう、啓発に努める。

## 第6節 病院の防災力の向上

大和高田市立病院は、「奈良県保健医療計画」において、災害による重篤患者の救命医療等、高度の診療機能を有し、被災地からの患者の受入れ、広域医療搬送に係る対応、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣等を行う機能を有し、「中和保健医療圏」の核となる「災害拠点病院」に指定され、その役割を十分に果たすには、病院毎の災害に備えた訓練が重要であるとともに、地域の病院や関係機関との連携が必要となっている。

その他の病院にあっても、災害時における第1次医療拠点として重要な役割を担うこととなる。

そこで、病院の防災力向上を図るため、市は、地域の防災組織との連携強化のための橋渡しを行う他、稼働の継続、備蓄等の備えに対して意識啓発及び支援を行う。

### 第1 防災活動体制の強化

#### 1. 自主防災組織設置の促進

市は、水防法第15条の3に基づき組織の整備を指導し、自主防災組織との連携強化を促す。

#### 2. 防災訓練・研修会等の実施及び参加

病院は、その施設内における防災訓練を強化するとともに、防災行事等に積極的に参加し、従業員の防災意識の高揚を図る。

#### 3. 医療拠点としての連携強化

災害時には多数の傷病者が発生することが予想されることから、災害拠点病院を中核に医師会と連携し、災害応急対策に連携できる施設維持、体制づくりを進める。

### 第2 防災への備え

#### 1. 備蓄の促進

病院では、従業員、利用者が帰宅困難となる事態も想定し、飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄に努める。また、医療器具や医薬品の備蓄に努める。

#### 2. 施設の耐震・不燃化の促進

被災時にも医療機能の提供を可能とするため、災害拠点病院をはじめとする医療機関の耐震化を促進するとともに自家発電設備等の整備に努める。

#### 3. 事業継続計画（BCP）策定の支援

病院の災害時に果たす役割を十分に認識し、事業継続計画（BCP）の策定を啓発し、計画に基づく訓練の実施を促す。

## 第7節 事業所の防災力の向上

多くの人が働く事業所においては、従業員や顧客の安全を確保する必要があり、そのためにも、日頃から事業所内の予防対策を講じるとともに、地域との連携を強化しておく必要がある。また、被災後、取引先や利用客の減少などから、市内の中小企業は厳しい状況におかれ、多くの会社が倒産する等、地域経済の復興に大きな影響を与える。

こうしたことから、事業所の利益や従業員の雇用を確保し、対外的な信頼を得るためにも、災害等によって被災しても事業を継続、または早期に復旧させる準備をしておくことが必要である。

また、改正水防法により浸水想定区域内の「大規模工場等」には避難確保計画または浸水防止計画の作成、避難訓練の実施、自衛水防組織の設置などの取り組みを努力義務とすることが規定された。そこで、事業所の防災力向上を図るため、地域の防災組織との連携強化のための橋渡しを行う他、事業継続計画や備蓄等の備えに対して意識啓発及び支援を行う。

### 第1 事業所の防災活動体制の強化

#### 1. 自衛防災組織設置の促進

市は、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）により自衛消防組織の設置が義務づけられる一定規模以上の施設、事業所等及び改正水防法により浸水想定区域内の大規模工場等に対して、奈良県広域消防組合と連携して、施設、事業所等の自衛消防組織の整備を指導し、自主防災組織との連携強化を図る。

また、それ以外の事業所等についても、自主的な防災組織の設置を推進する。

#### 2. 消防団への加入促進

「消防団を中核とした地域防災の充実に関する法律」に基づいて消防団員の処遇改善や装備の充実などを進め、広くPRし、事業所従業員の消防団への入団、消防活動への参加を支援する。

#### 3. 防災訓練・研修会等の実施及び参加

事業所は、その事業所内における防災訓練を強化するとともに、防災行事等に積極的に参加し、従業員の防災意識の高揚を図る。

特に、食料、飲料水、生活必需品、医薬品を提供する企業や運送事業者、建設業者等は、物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。

#### 4. 防災上重要な施設管理者への啓発

市は、奈良県広域消防組合と連携し、危険物を取り扱う施設や大型小売店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設等の、防災上重要な施設の管理者に対し、当該施設の職員を対象とした、災害発生時のとるべき措置に係る講習会や防災訓練の実施を指導する。

また、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。



## 5. 「防災計画」の作成

事業所等においてあらかじめ防災責任者を定め、自主的に実態に応じた防災計画を作成することが望ましい。

### 【 防災計画作成の基本的事項 】

1	発災後、速やかに応急対策を実施するため、必要な要員を確保し、迅速かつ的確に措置を行うための組織の編成及び活動について、計画するものとする。
2	組織内部の指揮命令系統を明確にし、あらかじめ組織内部に周知させ、組織編成については職務分担等を具体的に定めておく。
3	避難誘導計画を定めるにあたっては、まず、当該施設及び周辺の具体的な災害に対する危険性を認識しておくこと。また、避難ルートや避難先、避難誘導責任者を明示すること。 病院、劇場、大型店舗、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設については、避難誘導など顧客の安全確保について重点を置く。 なお、避難経路及び避難地の位置図を施設内の見やすい場所に表示することが望ましい。
4	避難地は、事業所等の責任において、それぞれ定めることを原則とするが、適地がない等のため市指定の避難所を利用する場合にあっては、事前に市と協議する。
5	事業所等のおかれた地理的条件や、防災施設の実態に応じて消防用施設等の点検及び要員の配置等について定めること。
6	避難時における負傷、その他の事態に備え、救急医療品を備蓄し、救急看護を担当する者を定め、常日頃から技術の習得に努めさせること。
7	市民生活に密接な関係をもつ業種にあっては、一日も早い復旧が要求されるので、資機材の備蓄、供給協定の締結、応援要員の確保等について定めること。
8	大規模な災害が発生した場合の災害応急対策の実施を想定した訓練について、計画を定め、少なくとも年1回以上実施する。
9	防災上必要な教育は、従業員全体ならびに必要なに応じて利用者等に対して、それぞれ行うものとする。 なお、教育の方法としては、社内報、職場研修、利用者等に対する資料配布、その他事業所等の実情に応じ、各種のものが考えられるので、多角的、効果的な方法をとるものとし、その方法を明示すること。 また、年度ごとに実施計画書を定め、計画的に実施するよう配慮すること。
10	石油類、高圧ガス、毒物及び劇物等の製造、貯蔵、処理または取扱いを行う施設は、災害発生に伴う危険物の炎上、流失、爆発、漏洩等により周辺地域に被害を及ぼすことを防止することに重点を置く。

## 第2 防災への備え

### 1. 備蓄の促進

事業所は、大規模地震による多くの帰宅困難者の発生に伴う混乱に備え、従業員、利用者等を一定期間事業所内にとどめる必要があるため、従業員に加え、利用者等も考慮した飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄に努める。

## 2. 事業継続計画（BCP）策定の支援

市は、事業所等の災害時に果たす役割を十分に認識し、大和高田商工会議所と連携して、「事業継続計画（BCP）」の策定について、各事業所への啓発に努める。

## 第8節 災害ボランティア活動支援環境整備

大規模な災害時には、災害ボランティアが生活の支援や復興に大きな役割を果たしているが、災害ボランティアと市民との間の信頼関係や、災害ボランティアによる活動範囲について、日頃から活動環境や活動体制を整備しておくことが重要である。

このため、本市では、過去の大水害や大震災における教訓や災害ボランティアの活動状況等を踏まえながら、災害時のボランティア活動を円滑に行うことができる体制を整備する。

### 第1 災害ボランティアの育成

#### 1. 災害ボランティアに対する訓練・研修の実施

市及びボランティア関係機関は、平時より協力して、災害ボランティア活動に関する知識の向上や活動支援能力の習得を図るとともに、各種研修、訓練等の実施により、市民の災害ボランティア意識の普及・啓発を図る。

##### 【 訓練・研修の内容 】

- |  |
|--|
| <p>① 研修・講習会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害現場で実績のある災害ボランティアや防災専門家等を講師に招いた講演会等の開催</li> <li>○防災関係機関が実施する災害ボランティア関係研修・講習会等への関係職員の派遣</li> <li>○災害ボランティア支援マニュアル等を活用した勉強会の実施</li> <li>○大和高田市社会福祉協議会をはじめとするボランティア関係機関への防災に関する研修の実施</li> </ul> <p>② 訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○総合防災訓練等での、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練の実施</li> <li>○ボランティア関係機関との災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施</li> </ul> |
|--|

#### 2. 災害ボランティアコーディネーターの育成・支援

市は、災害ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上を目的とした講座や講習会を開催し、災害ボランティアコーディネーターの育成支援に努める。また、講習会等の講師の依頼、市が開催するイベントでの登用などを通じて、平時から災害ボランティアコーディネーターに活動の場を提供するよう努める。

その他、ボランティア関係機関等が開催するイベントに職員を派遣し、運営支援を通じて間接的にボランティアコーディネートを体験させる。

#### 3. 専門ボランティアの育成・支援

市は、奈良ボランティアネット等を活用し、専門的知識、経験や資格をもつ専門技術ボランティアの情報を収集し、関係課、関係機関等と協議のうえ、積極的な登録を図る。

##### 【 専門技術ボランティア 】

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建物判定（被災建築物応急危険度判定士）</li> <li>2 地盤判定（地盤品質判定士、被災宅地危険度判定士）</li> <li>3 外国語通訳ボランティア</li> <li>4 手話通訳、要約筆記ボランティア</li> <li>5 心理カウンセラー</li> </ol> |
|---|

## 第2 防災関連NPO等との連携強化

市は、災害ボランティア支援の主体となる災害ボランティアセンターの設置・運営に関わる大和高田市社会福祉協議会や地元ボランティア団体等と、日頃から相互にコミュニケーションを取り合うことで「顔の見える関係」を構築し、市及び関係機関による情報共有及び活動体制・内容等を検討する体制を整備する。

また、各種防災訓練等への災害ボランティアの参加を促進し、これまで関係各部局やボランティア関係機関がそれぞれ実施していた研修・訓練・イベント等においても、お互いが積極的に参画・協働できる環境づくりに努める。

## 第3 災害ボランティアの受入れ・運営準備

災害ボランティアは、大規模な災害時の応急復旧活動に大きな役割を果たすが、災害ボランティアセンターでの受入れ・活動支援には様々な課題が存在するため、事前に、ボランティア保険の加入、グループ・団体での参加などの受入ルールを明確にし、普段から情報提供を行うなど、災害時の円滑な受入れ、活動の支援ができるよう準備に努める。

## 第9節 要配慮者の安全確保

避難行動要支援者については、個人情報の保護に配慮しつつも、地域の協力を得て「避難行動要支援者名簿」を市が作成、管理し、消防、社会福祉協議会、民生・児童委員、自治会、自主防災組織と共有して災害時の安否確認や避難誘導を円滑に行うための体制を構築する。

平常時における市民相互の助け合いや、適切なケアシステムの構築が、災害時における避難行動要支援者対策につながることから、福祉コミュニティづくりや保健福祉医療サービスの連携を体系的に整備する必要がある。

### 第1 避難行動要支援者の避難支援

#### 1. 避難行動要支援者の把握

市長は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努める。

#### 2. 避難行動要支援者避難支援計画

市は、避難行動要支援者に関して、「避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」及び「避難行動要支援者個別避難支援計画（個別計画）」に次の事項を定めることとする。

1	緊急連絡体制
2	避難行動要支援者の実態把握と名簿
3	避難準備情報の発令・伝達体制
4	避難における安全確保の体制

#### 3. 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、または記録するものとする。

1	氏名
2	生年月日、年齢
3	性別
4	住所または居所
5	電話番号その他の連絡先
6	避難支援等を必要とする事由
7	行政区、地区
8	世帯主名

#### 4. 個別計画策定及び名簿の作成、情報共有の留意点

個別計画策定及び名簿の作成にあたっては、要支援者本人も参加し、避難支援等関係者、避難所、避難方法について確認しておくとともに、個人情報保護に留意のうえ、要支援者本人だけでなく、避難支援等関係者、要支援者本人が同意した者にも配布し、地域で情報共有する。

避難支援等関係者となる者は家族、近隣住民、民生児童委員、自治会長及び消防団とする。

#### 5. 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者名簿は、年に2回更新するものとする。更新時期としては、4月頃と9月頃を目安とする。

#### 6. 避難支援等関係者の情報管理

避難支援等関係者となる者は、名簿の提供を受けたときは次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

1	名簿情報の漏えいや拡散がないよう適切に管理すること。
2	災害時の避難支援活動以外の目的に使用しないこと。
3	自治会（区）、自主防災組織においては原則として組織の代表者が名簿を管理すること。
4	名簿は原則として複写しないこと。
5	組織の代表者以外の者が支援者となる場合は、当該支援者が受け持つ要配慮者に係る情報のみを必要かつ最小限の範囲で伝えること。

### 第2 自主防災組織との連携

自主防災組織では、避難誘導を行うため、地区の民生児童委員との連携を基に、プライバシーの保護に努めながら、災害初動時の「避難行動要支援者」の安否の確認、救助、避難所への誘導等、必要な事項について協議し、共通の認識を確立する。

### 第3 要配慮者への情報伝達方法の確立

通常の音声、言語による手段では適切に情報が入手できない要配慮者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者の派遣等の協力体制を構築する。

### 第4 緊急通報システムの整備

平時より、障害者、高齢者等のうち必要な者と消防本部等の間に緊急通報システムの構築を図る。

### 第5 福祉避難所への移送

避難行動要支援者は、自主防災組織、職員、ボランティア等の協力によって、最寄りの避難所に避難の後、必要に応じ福祉避難所として指定されている総合福祉会館（池田 418-1 TEL 23-0789）へ移送する。

## 第6 啓発活動及び防災訓練

地域防災組織を中心に、日頃から災害時の避難行動要支援者への支援体制の必要性とその方法について啓発するとともに、地域防災訓練においても、市民、ボランティア、介護者、職員等を含めた救助訓練を行う。

## 第7 市内社会福祉法人との連携

高齢者、障害者等の中で、災害時に施設で保護する必要がある者に対し、社会福祉施設の一時入所措置等の取扱いが円滑に行えるよう体制を整備する。

▶ 参照資料編 資料1. 社会福祉施設(要配慮者利用施設)の状況表

## 第8 外国人等への支援対策の強化

市は、外国人登録の機会等を活用して、居住地の災害危険性や防災体制等に関する説明を十分に行う。また、市内で生活する外国人に配慮した災害時マニュアルや防災マップ等の作成・配布の他、ホームページ等あらゆる広報媒体等や外国人登録窓口を活用して、日頃から外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。

また、避難所・災害危険地区等に対する外国語表示の付記等を推進する他、理解可能な方法により、事前に必要な情報を伝達する。

## 第9 帰宅困難者対策の推進

災害発生時による交通機関の運行停止等により、徒歩での帰宅が困難になる場合も予測されることから、情報の提供、避難施設等の対策を講ずる必要がある。

1	指定緊急避難場所・指定避難所等に関する情報、鉄道等の運行や復旧に関する情報を、駅周辺または交番など公共施設等における張り紙、広報車による周知等により、迅速に提供できる体制を整備する。
2	市内一時避難所を災害時帰宅支援施設として配置するとともに、市内民間事業者の協力を求め、水、食糧等の支援物資の提供が行える体制づくりを行う。
3	外国人に対する情報の提供に万全を期するため、通訳者や通訳ボランティアの確保を図る。

### 【 災害時帰宅支援施設とする指定避難所 】

総合福祉会館、武道館、葛城コミュニティーセンター、菅原校区公民館の4施設

## 第2章 行政の防災力（公助）の整備

### 第1節 防災体制の整備

災害対応は、職員も被災し、冷静な対応が困難な状況の中で、普段の業務とかけ離れた対応や判断が求められるため、できるだけ事前の準備を行い、想定される大規模災害への応急対策のタイムラインを「定形化」、「標準化」した「初動マニュアル」、「職員行動マニュアル」等を準備するとともに、それを基にした防災教育、図上訓練等の実施を通じて、体で覚えることが必要である。

さらに、災害支援を行った経験のある職員から学ぶ機会等も設けて、災害によって混乱が生じる初期段階でも迅速かつ的確な対応ができる人づくりを行う。

### 第1 初動体制の確立

#### 1. 緊急連絡網及び動員計画の作成

各部長は、防災指令の発令に備え、職員を動員配備するための計画である「災害動員計画」と「勤務時間外緊急連絡網」を人事異動ごとに作成し、市民生活部長に通知する。動員の系統及び時系列順の連絡方法等については、可能な限り具体的な計画を作成する。職員は、あらかじめ定められた災害時における配備態勢及び自己の任務を十分習熟しておくよう努める。

なお、動員計画には、原則として、嘱託職員と兼務のない派遣職員は含まない。

#### 2. 非常参集体制の整備

非常参集体制を明確にし、災害実情に応じた職員動員体制の整備を図る。また、緊急連絡の実施方法については、電話連絡だけでなく、携帯電話のメール機能を活用するなどの多重化を図る。

勤務時間外における地震や大規模事故などの突発的な災害発生時に迅速な初動体制を確立することを目的として、所定の職員を対象として、緊急情報伝達訓練、職員緊急招集訓練、あるいは災害対策本部設置訓練を定期的実施する。また、交通の途絶、職員または職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合等を想定した参集訓練等の実施を検討する。

#### 3. 各班行動マニュアルの作成

市は、災害発生時の職員の基本的な対応がすぐに確認できる必要最低限の事項を示した災害時初動マニュアルを作成し、職場研修等を通じて、その周知徹底を図る。

市は、個々の職員が、災害時の状況（時系列）に応じて的確な対応ができるよう、組織変更等にあわせて各部、各班の行動マニュアルを整備する。



## 第2 組織運営体制の整備

### 1. 災害対策室の整備

次の点に留意し、災害対策本部室等の整備を行う。

1	本部室の運営体制
2	災害時に備えた非常用電源・自家発電機及び電話余裕回線の確保
3	応急対策用地図及びデータ等の配備
4	非常用電話回線の増強
5	服務従事者用の仮眠室及び食糧等の整備

### 2. 防災研修及び防災訓練の実施

#### (1) 職員の防災研修の実施

市は、人命救助をはじめ、防災に関する研修、講習等を実施する。また、関係防災機関等が開催する研修会等に職員を参加させるとともに、各部においても、図上訓練やシミュレーション訓練などを実施し、職員に行動マニュアルの周知徹底を図る。

#### 【 市職員に対する防災教育の方法及び主な内容(例示) 】

方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 講習会、研修会の実施</li> <li>② 各種防災訓練への積極的参加の促進</li> <li>③ 災害職員行動マニュアルや啓発資料の作成・配布</li> <li>④ 災害現場の現地視察・調査の実施</li> </ul>
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地震、風水害等、事故災害についての一般的知識</li> <li>② 気象情報の収集とデータ分析の方法</li> <li>③ 防災対策の現況と課題</li> <li>④ 地域防災計画、行動マニュアルの内容</li> <li>⑤ 関係機関の防災体制と各自の役割分担</li> <li>⑥ 職員のとるべき行動（職員としての使命、任務等）</li> <li>⑦ 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用方法、応急手当等）</li> </ul>

#### (2) 防災訓練の実施

市は、各防災関係機関と連携協力して、以下の各種訓練を実施する。そして、訓練実施後はすみやかに反省・検証を行い、その結果を関係者と共有したうえ、業務改善等に活用するものとする。

総合防災訓練の実施	<p>市は、関係機関との緊密な連携協力のもと総合的な防災訓練を実施する。総合防災訓練には、市民及び自主防災組織等、幅広い関係組織の参加を求め、救急、救出、救助、消火、情報伝達等の防災活動を通じて、防災に関する知識・理解を深めるとともに、関係組織の協力を含めた防災体制の強化を図る。</p> <p>また、市は、訓練を実施するに当たり、必要に応じ県の協力、助言を求め、現場における判断力の向上や、迅速・的確な活動に資する実践的な訓練となるよう工夫に努める。</p>
-----------	--

<p>震災対策訓練の実施</p>	<p>市は、毎年1回、同時多発的に甚大な被害を及ぼす大規模地震災害に対処するため、初動体制確立及び情報伝達に関する訓練並びに市民参加による災害避難訓練を実施し、市民の防災意識の高揚を図る。</p>								
<p>各機関における防災訓練の実施</p>	<p>関係機関は、災害予防に万全を期するため、単独または共同で次に掲げる訓練を随時実施する。</p> <p>また、関係機関が主催する訓練、鉄道事業者等の実施する防災訓練等にも積極的に参加し、関係機関の連携、役割分担等について確認する。</p> <p><b>【 防災訓練種別 】</b></p> <table border="1" data-bbox="501 589 1422 687"> <tr> <td>○図上訓練</td> <td>○通信訓練</td> <td>○救護訓練</td> <td>○水防訓練</td> </tr> <tr> <td>○災害応急復旧訓練</td> <td>○災害救助訓練</td> <td>○その他防災訓練</td> <td></td> </tr> </table>	○図上訓練	○通信訓練	○救護訓練	○水防訓練	○災害応急復旧訓練	○災害救助訓練	○その他防災訓練	
○図上訓練	○通信訓練	○救護訓練	○水防訓練						
○災害応急復旧訓練	○災害救助訓練	○その他防災訓練							

### （3）防災訓練の事後評価

防災訓練の実施後、関係機関等訓練参加者の意見収集等により、訓練の成果及び問題点を点検・評価し、組織体制や災害対応マニュアル等の改善の必要性について検討を行う。

### 3. 業務継続計画（BCP）

市は、災害により何らかの被害が発生すれば、全ての行政事務を通常どおり行うことは困難となるため、緊急時に対応できる業務継続計画（BCP）の整備を検討し、どのような状況下においても、必要な市民サービスを維持、提供することが可能な体制づくりを進める（第3編第4章第19節参照）。

## 第3 応急危険度判定体制の整備

### 1. 被災建築物応急危険度判定実施体制の整備

市は、大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、県及び全国被災建築物応急危険度判定協議会の指導のもと、被災建築物応急危険度判定士の確保と地震発生後直ちに判定活動を実施できる体制の整備を図る。

市は、地震発生後、被災建築物の応急危険度判定を円滑に実施するために、判定に関する計画の作成に努める。判定士の育成は県が行う被災建築物応急危険度判定士講習会への職員の受講を促進し、判定士登録をする職員の確保に努める。

また、県との協議の上、判定用資機材の備蓄に努める。

### 2. 被災宅地危険度判定実施体制の整備

市は、県と連携し、職員や市民、建築関係事業者等に対して、県等が行う危険度判定講習会への受講を推奨し、被災宅地応急危険度判定士の養成に努め、被災した宅地に対する危険度判定実施体制の整備を推進する。

また、危険度判定に必要な技術マニュアル、判定時に必要な資機材や備品の整備、近隣市町との広域相互応援協定の締結等、実施体制の整備に努める。

## 第4 家屋被害調査体制の整備

市は、市職員の家屋被害認定士の養成に努めるとともに、円滑に家屋被害調査を実施できる体制の整備を推進する。

## 第5 災害救助法運用体制の整備

### 1. 災害救助法運用の習熟

災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟するため、地域防災計画資料編を確認するほか、災害事例から実務の把握に努める。また、災害救助法の実務に関する必要な資料を準備する。

▶ 参照資料編 資料29. 災害救助法を適用された場合の基準

### 2. 運用マニュアルの整備

県や他の適用事例等を参考に、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法に関するマニュアルを作成する。

## 第2節 相互支援体制の整備

大規模な災害が発生した場合、被災市町村だけでの対応が困難となるため、県、他市町及び防災関係機関に対して、すみやかに応援要請及び応援支援並びに支援体制の確立を行うことが必要となる。

このため、市は、災害時の応援要請並びに支援が迅速かつ円滑に行えるよう、平時から体制確立を図るとともに、今後は、より広範囲の市町村との応援協定の締結、民間事業者や専門家など幅広い連携体制確立に努めることとする。

また、本市では、市内の流通業者及び関係団体との災害時応援協定の締結を推進しており、今後も民間事業者への理解と協力を呼びかけていくことが必要である。

### 第1 地方自治体との連携強化

#### 1. 災害時応援協定の締結

市は、奈良県内市町村をはじめ、その他地方公共団体と締結した災害応急対策の相互応援に関する協定等に記載された対策を円滑に実施できるよう、必要な体制整備を図る。

また、今後とも各相互応援協定内容の充実を図るとともに、県と協議のうえ、広域的な相互応援体制の整備を推進する。

#### 2. 広域応援派遣体制の整備

市は、他の市町村が被災した場合に応援派遣を行うため、県と連携し、人的支援を行う派遣体制を整備する。

他の市町村等が被害を受け、救援物資による支援が必要と認められる場合、市は、市民に対し救援活動に必要な救援物資の提供を呼びかけ、仕分けの上、被災地に送付する。

また、原発事故など大規模災害発生により、大量の被災者を受入れる必要が発生した場合、関西広域連合の計画などに基づき、受入態勢の整備を進める。

### 第2 応援受入体制の整備

大規模災害発生により本市が被害を受けた場合、他市町村等からの応援要員・救援物資等を円滑に受入れるため、市は、応援要請後、自衛隊、緊急消防援助隊、他市町村からの応援部隊等が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルの整備を行う。

また、平時から協定を締結した団体間で、訓練、情報交換等の実施に努めるとともに、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援団体の執務スペース、宿泊場所、待機所、物資、資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリポート等の確保に努める。県と連携して受援計画の策定を進める。

### 第3節 防災拠点の整備

市の災害対策本部は市庁舎に設置されるが、今後予想される南海トラフ地震等の大規模な災害発生時において円滑な初動及び応急対策を行うには、耐震性に問題のある市庁舎の建替えを進めるとともに、代替となる防災中枢機能を備えた防災センターや各種設備等を備えた防災拠点の整備の推進が不可欠である。

そこで、市は、「市民交流センター」を広域防災拠点と位置づけ、また地域防災拠点として、概ね小学校区を単位とする「地区防災ブロック」ごとに、各防災拠点と避難所、緊急物資の備蓄庫、緊急用水源及び救護所の整備を図り、その運用ネットワークの形成を推進する。

## 第1 防災拠点の整備

### 1. 中枢防災拠点の整備

災害応急対策の実施においては、市の災害対応能力と情報収集・伝達能力をより一層向上させることが重要であり、そのためには、災害対策本部の防災中枢機能を集約し、指揮命令系統の統一、情報収集処理能力の強化、施設の耐災害性強化を図り、職員の能力を最大限に引き出す環境が不可欠となる。

災害発生時の避難・救援活動、救援物資の保管や集積、ヘリポート、応急活動要員の宿営場等の機能を有し、また、大規模災害時における救援、救護、復旧活動の拠点として充実を図る。

種別	設置場所	役割と機能
災害対策本部	大和高田市役所 (代替：市民交流センター)	市の災害への対応方針・対処措置の意思決定を行う機能や各種情報の収集・共有、伝達を行う機能を担う。
備蓄配送拠点	大和高田市役所 市民交流センター 上下水道部 総合福祉会館 総合公園多目的グラウンド	緊急物資、復旧用資機材の備蓄 地域内外からの物資の集積、配送拠点
ヘリポート	総合公園多目的グラウンド 奈良県大和高田第二健民運動場 市民運動場	緊急時における人的、物資輸送の玄関口、備蓄、集積
防災活動拠点	総合公園多目的グラウンド 奈良県大和高田第二健民運動場 市民運動場	救援、救護、復旧活動の拠点

#### 【 防災ヘリコプター等飛行場外離着陸場 】

番号	名称	所在地	座標	長さ (m) × 幅 (m)
1	総合公園多目的グラウンド	出 325 番地	北緯 34° 29' 32" 東経 135° 44' 54"	109 × 100 (防災対応)

## 【 自衛隊災害活動用緊急飛行場外離着陸上 】

場 所	所在地	面 積 (㎡)	庁舎との距離 (m)	ヘリ利用可能状況		
				OH-6 離着陸	HU-1B	
					離着陸	消火剤吊上
奈良県大和高田第二健民 運動場	野口	10,300	1,700	◎1	×	×
市民運動場	材木町	20,900	1,900	◎2	×	×

※ OH6 は小型、UH1 は中型をいい、◎は適地、×は不適地を示す。また、◎の数字は離発着が可能な機数を示す。

## 2. 地区防災拠点の整備

地区防災拠点は、小学校区を基本とし、災害時の避難行動、避難生活の拠点となるものであり、災害対策本部と連動して、情報の収集及び伝達、管理を行いながら、食糧、資機材、仮設組立式トイレの備蓄、並びに飲料水や非常用物資の集配や救護拠点としての機能を有する。

### （1）指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所（一時避難地）は、広域避難地へ避難する前の中継地点で、ある程度のスペースを持つ施設とし、下記の指定避難所とする。

### （2）避難路の確保

危険区域から避難民を安全に避難所へ誘導するためには、避難路を確保する必要がある。このため、道路施設及び沿道の耐震対策を推進するについて、事前の道路整備計画の中で啓開路線を指定し、その安全性の向上を図る。

### （3）指定避難所の指定

指定避難所は、災害種別（地震、洪水）に対応しておおむね次表のとおりとする。被害の状況等により、指定外の公共施設並びに自治会公民館を応急的避難所とすることができる。

指定避難所の開設は、災害警戒態勢時に市民の自主避難を受入れるため事前開錠を行う4施設と、災害発生時や災害発生の可能性が高まった時など、段階的に開錠するなどの運営を行う。

▶ 参照資料編	資料30. 避難所及び収容人員一覧表
---------	--------------------

#### （４） 応急仮設住宅の供給体制

市は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅を設置できる用地を逐次見直しのうえ把握し、県及び一般社団法人プレハブ建築協会と連携しつつ、災害時における応急仮設住宅の設置が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。

応急仮設住宅建設候補地	総合公園多目的グラウンド
公営住宅の空家状況の把握	市は、災害時における被災者用の住居として、耐震性が確保された利用可能な公営住宅の空家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。

## 第2 災害対策本部の代替施設の機能確保

大規模な災害時に、災害応急対策の中核機能を担う災害対策本部の立上げが、被害の拡大防止、早期の人命救助を行う上で最も重要な要素である。

そのため、大和高田市役所が被害を受けても、代替施設である「市民交流センター」での災害対策本部を円滑に立ち上げるため、必要な設備の充実を図るとともに、代替施設での本部機能立上げ訓練などを行うことで課題を抽出し、その対策を実施することでより確実な機能確保を進める。

## 第3 防災 拠点の防災装備等の拡充

### 1. 各種防災装備等の整備・点検

市は、防災拠点が保有する、防災用車両、及びその他防災用装備等の整備を推進する。また、保有防災装備等については、定期的に点検メンテナンスを行う。

### 2. 資機材等の調達体制の整備

災害発生時に必要な資機材等を円滑に調達するため、防災拠点と連携できる調達先の確認等を行う。

## 第4節 非常用物資の整備

災害発生の予防及び災害の拡大防止等に必要な資機材等を整備し、適切に使用できるよう次により点検、整備を行うものとする。

### 第1 応急用資機材の整備

#### 1. 応急用資機材

応急用資機材はおおむね次のとおりとする。

1	第3編第3章第4節「水防活動」第7に定める水防用資機材
2	第3編第4章第12節「障害物除去計画」に必要となる資機材
3	第3編第4章第3節「応急給水活動」第2に定める給水資機材
4	第3編第3章第5節「医療救護活動」第7に定める医療品及び機材
5	第3編第4章第13節「災害廃棄物の処理・清掃」に必要となる清掃資機材
6	第3編第4章第10節「防疫・保健衛生対策」第1に定める防疫資機材

#### 2. 点検整備

応急用資機材を管理する所管課長は、年1回程度の点検整備に努めるものとする。

### 第2 消防施設等の整備、保全

消防団の消防用機械、器具、消防用水利及び消防通信施設等を次により整備点検を行い、有事に際し有効な消防活動の遂行を図る。

1	定期手入れ、点検
2	特別手入れ、点検
3	使用後手入れ、点検

### 第3 緊急資機材の調達、調査

緊急時の補給に備えるため調達予定者が品名、数量、その他について調査しておくものとする。

### 第4 災害用備蓄倉庫の設置

大規模災害時に被害を最小限にとどめるためには、発災直後の初期消火活動や救助活動が不可欠である。

このため、市・消防団及び自主防災組織が一体となって、効果的、実践的な地域ぐるみの防災活動を展開するための資機材を整備し、かつ、避難する市民のための食料や毛布など生活用品を確保するための備蓄倉庫を避難所21か所及び市庁舎、市民交流センターに設置する。

備蓄倉庫に備蓄する品目は常に備蓄倉庫に備蓄品目を明示する。また、消防団車庫にも、災害用資機材の整備を図る。



## 1. 食料及び生活必需品の備蓄

市は今後も備蓄倉庫を整備し、被災者が当面の生活に必要な食料、生活必需品を年次計画的に備蓄していく。

## 2. 飲料水

地域バランスを配慮して耐震性貯水槽に緊急遮断弁を整備するとともに給水用備品を備蓄する。

### 【 耐震性貯水槽の位置及び容量 】

所在地	容量	所在地	容量
高田小学校	50 m <sup>3</sup>	総合公園多目的グラウンド	80 m <sup>3</sup>
片塩小学校	50 m <sup>3</sup>	市民交流センター	40 m <sup>3</sup>
浮孔小学校	50 m <sup>3</sup>		

## 3. 備品の管理

備蓄倉庫は毎年点検し、備蓄品の補充・更新を行う。

➤ 参照資料編 資料5. 備蓄倉庫備蓄品目一覧表

## 第5節 防災情報通信体制の整備

災害の予防及び災害の応急対策の適切な実施を期するため、大和高田市役所と奈良県広域消防組合等の防災関係機関との通信連絡施設の整備を図り、防災活動時の通信情報収集に対処する。

### 第1 災害通信網の確保

災害対策の迅速かつ的確を期するため、地域内の各組織及び機関に対する通信網の確保を図る。

また、住民が必要とする情報が迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的として、災害発生時やその復興局面等において、安心・安全に関わる公的情報などを発信する自治体・ライフライン事業者などと、それを伝える放送事業者・通信事業者を結ぶ情報基盤である災害情報共有システム（Lアラート）への参画を検討する。

- ※ 平成29年2月現在LPガス協会アラート利用者（県内のみ）  
 情報発信者：奈良県、御所市、桜井ガス(株)、大和ガス(株)、奈良交通(株)  
 情報伝達者：奈良テレビ放送(株)、近畿ケーブルネットワーク(株)

### 第2 ラジオ、テレビの整備

市庁舎等にラジオ、テレビ等を設置し、災害状況の早期収集を図る。

### 第3 防災行政無線の整備

防災行政無線装置と避難所や消防団などに配備された携帯型無線機とを活用し、災害情報収集、伝達に努めるものとする。

また、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）受信情報（緊急地震速報等）の緊急情報を大和高田市役所及び市民交流センターを通信基地とした同報無線システムにより、市内8小学校の屋上及び市営住宅西坊城団地、市営住宅市場団地に設置した屋外拡声機より市民へ情報を自動伝達する。

### 第4 通信機器の維持補修

既設の通信機器及び器材の点検整備は、次により行い、常に有効な通信の保持に努めるものとする。

1	日常点検整備	1日1回
2	定期点検整備	年2回以上
3	特別点検整備	随時

通信機器（防災行政無線装置及び携帯型無線機、消防及び救急無線施設、上下水道部無線施設）の使用周波数及び設置状況は資料編による。

➤ 参照資料編 資料6. 通信施設状況

### 第5 無線施設事業所等

#### 1. 無線施設事業所への要請

有線通信施設不通等において、消防無線通信施設のみでは連絡に支障が生ずる恐れがあるため、市内無線施設事業所等に協力を要請するものとする。

➤ 参照資料編 資料7. 無線施設事業所表

## 2. 非常無線通信経路

### (1) 通信経路の総合信頼度

級別	途中中継回数	停電時運用	通信職員等配置	備 考
A	2 以下	可 能	常 時 配 置	非常の際に30分以内に配置につける状態
B	3 以上	不 可 能	常 時 配 置	〃
C	3 以上	不 可 能	昼 間 の み	午前9時から17時まで通信職員等配置

### (2) 通信経路表

区 間	総合信頼度	非 常 通 信 経 路				本部から(km)		
		(移動局数)		(基地局数)				
各 無 線 設 備 機 関	災 害 対 策 本 部	A	移動携帯型	5	-----	災害対策本部	1	5
		A	南出張所	(有線無線混用区間)		消防署固定局	1	5
			東出張所	(有線無線混用区間)				
			移動車載型	11	-----			
			移動携帯型 車携帯型	10	-----			
		A	移動車載型	10	-----	市上下水道部	1	2
		A	移動携帯型 移動車載型	13	-----	高田警察署	1	1
			移動車載型	2	-----	高田土木 事務所	1	2
			移動車載型	13	-----	関西電力 高田営業所	1	2
		A	移動車載型	49	-----	大和ガス	1	10
		C	移動車載型	41	-----	高田交通	1	1
		C	移動車載型	14	-----	月山交通	1	2.5
		C	移動車載型	12	-----	ひまわり	1	0.5
		A	移動車載型	1	-----	NTT 西日本 奈良支店	1	0.7
A	移動車載型	2	(有線無線混用区間) -----	JR 西日本 高田駅	1	0.5		

(凡例) --- 無線区間    / / / / / 有線区間    \ \ \ \ \ 有線無線混用区間

## 第6節 医療・救護体制の整備

災害時には、同時に多数の負傷者が発生するため、医療要員の不足及び医薬品や医療材料の不足等、通常の医療体制では対応が困難となることが予想される。

市は、災害時における応急医療活動を迅速かつ確実に実施するため、平時における救急医療システムや保健医療活動を基礎とした組織体制を定めるとともに、救護所等の開設場所の指定を行う。

また、災害発生時の第一報（災害発生の場所、規模等）が重要であることから、鉄道事業者、道路管理者、県、医療機関との連絡体制の整備を図る。

### 第1 初動医療体制の整備

#### 1. 医師会等との連携

市は、医師会・歯科医師会・薬剤師会等の医療関係団体と協議し、災害時における医療救護グループの編成数、構成、参集場所、派遣方法を定めるとともに、具体的な連絡体制、後方医療体制、患者等の搬送体制等を整備する。

大和高田市立病院は、市の医療・救護体制の拠点であるとともに、高度医療機能を持ち、災害緊急医療チーム（DMAT）の派遣を行うなど「中和保健医療圏」の「災害拠点病院」として位置づけられており、災害発生時の傷病者の受入れや医療救護体制などを盛り込んだ病院災害対策マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

#### 2. 災害医療コーディネーターとの連携

市は、平時から大和高田市立病院（災害医療コーディネーター）との連携に努め、災害時には医学的見地から助言を受けることができるよう連絡体制を整備する。

#### 3. 救護所開設計画の作成

市は、医療救護グループの活動場所となる医療救護拠点を大和高田市立病院に、医療救護所を各小学校に指定し、平時より、施設管理者、大和高田市医師会、中和保健所等とあらかじめ協議し、災害発生後の救護所設置・運営に係る具体的な手順について定めるとともに、設置・運営に係る資機材等を整備する。

また、救護所設置予定場所はあらかじめ市民に周知する。

### 第2 後方医療体制の整備

#### 1. 後方医療体制の整備

市は、協定に基づき、広域的医療活動を要請する体制を整備する。また、市は、県と協議し、近隣の緊急時対応可能医療機関を事前に把握する。

#### 2. 後方搬送体制の整備

市は、広域搬送が必要な傷病者を想定して、救急車、ヘリコプター等を利用した移送手段について県防災統括室、消防救急課、奈良県広域消防組合、自衛隊と調整を行う。

### 第3 医療品・薬品の確保体制の整備

市は、救護所で使用する予定の医薬品等は、奈良県薬剤師会、大和高田市薬剤師会、日本赤十字社等との連携により、流通備蓄により確保する。あわせて、市内医療機関や薬局に対しても協力を要請し、協定を結ぶなど、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に努める。

## 第7節 災害に強いまちづくり

### 第1 防災基盤の整備

「災害に強いまちづくり」は、防災基盤そのものを防災構造にしなければならない。発災後における被害の拡大を防ぐことが必要であるとともに、設備や施設に加え、市街地が災害に強いことが重要である。

1	避難地、避難路の整備
2	老朽木造密集市街地等防災上危険な市街地の面的整備・施設整備
3	防災空間の拡大・整備、防災拠点の整備
4	市街地の面的整備（土地区画整理事業、市街地再開発事業）
5	市街地の防火性向上の促進
6	道路、橋梁の整備、河川、ため池の整備
7	建築物の耐震性の向上及び不燃化の促進
8	ライフライン施設の耐震性の確保及び代替施設の整備

### 第2 地震防災緊急整備事業

地震防災対策特別措置法（平成7年6月16日法律第111号）の施行に伴い、県が作成する地震防災緊急事業五か年計画について、次に掲げる事業は防災基盤のうち地震防災上緊急に整備すべきものとして、整備を図るものとする。

1	広域避難場所及び一時避難所としての公園の整備
2	災害時の防災活動において市民や自主防災組織が活用できるよう、耐震性貯水槽やため池等貯水施設の整備及び防災資機材の整備、その他消防用施設の整備（平成28年度近隣市との相互融通管の整備実施中）
3	緊急時における物資の輸送に必要な道路交通を確保するための道路の整備
4	公立小中学校その他公共施設等の耐震性の向上のための補強整備（高田中学校体育館の建替を除き、耐震補強率90.9%）
5	災害時における災害応急対策の拠点として機能する広域防災拠点施設の整備（平成27年度市民交流センターの建設）
6	災害時における飲料水、電源等の確保に必要な施設または設備等の整備
7	災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の備蓄倉庫の整備（平成27年度から5ヵ年備蓄計画を推進中）

### 第3 建築物の耐震・不燃化の促進

#### 1. 公共施設の災害予防対策

設計及び施工にあたり、耐震性の配慮と防災上有効な不燃性資材を使用するとともに、消防設備及び配水設備の完備並びに災害発生時の避難口等を十分考慮し、安全性の高い建物の建築を促進する。

また、自ら保有する重要な情報システムについて耐震補強、機器の落下倒壊防止、データの安全な場

所での保管、分散保管、バックアップ等の所要の安全対策の実施に努める。

## 2. 既成市街地の災害予防対策

都市の防災性を高めるため、老朽木造建築物が密集した市街地において、優良再開発建築物整備促進事業等の市街地整備手法を採用し、土地の有効利用とオープンスペースを確保した耐火建築物を建築することにより、都市の不燃化と市街地環境の整備改善を促進する。

## 3. 重要建築物の安全対策

地震発生時における応急復旧活動の中核的な拠点となる市庁舎、消防署、警察署、学校、病院、福祉施設等や不特定多数が利用する大規模建築物、緊急輸送道路等の避難路沿道建築物、大規模な危険物取扱所などの耐震性を確保するため、建築物耐震診断基準に基づく耐震性調査を実施し、大地震に十分な耐震性を有していないと判断された場合は、耐震補強工事や建替等必要な措置を講ずる。

## 4. 一般建築物の耐震性の促進

新たに建築されるものについては、建築基準法により耐震性に配慮した指導がされるが、既存の建築物で耐震性が不十分なものに対しては、耐震診断・耐震補強に関する相談窓口の開設、耐震性確保にかかわる建替、改築・改修等の相談、耐震に関する知識の普及を図る。

## 5. 大和高田市耐震改修促進計画の更新

平成25年11月に改正施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に則して、「大和高田市耐震改修促進計画」を更新する。更新にあたっては法に規定された「要緊急安全確認大規模建築物」、「要安全確認計画記載建築物」を指定した上で、下記について計画を策定する。

1	耐震改修等の目標
2	目標達成のための具体的な施策
3	公共建築物の耐震化の目標
4	「要緊急安全確認大規模建築物」、「要安全確認計画記載建築物」の耐震化の促進

## 第4 洪水対策

各河川管理者は、連携、協力しながら、洪水、浸水等の水害予防対策を実施する。

### 1. 水害の防止

1	国・県に協力して、大和川水系の全体計画に基づいた改修整備を促進し、都市化による雨水流出量の増大に対処
2	市内河川の河道改修を促進するとともに、流域での保水・遊水機能を向上するため、防災調節池、治水緑地、多目的遊水池などの整備を促進
3	市が管理する水路の改修や雨水貯留施設の整備については、公共下水道との整合を図りながら推進
4	市は、雨期前に水路の重点箇所点検、幹線水路の浚渫、清掃を実施するとともに、国及び県に対し、河川施設の点検整備や橋脚・構造物等に堆積した漂流物等の除去を要請

## 2. 水防施設等の点検・整備

### （1）河川施設等の点検・整備

氾濫防止と治水機能維持のため、各河川管理者は、水防施設の点検・整備を行う。

### （2）雨量計・量水標の点検・整備

各河川管理者等は、観測に障害が発生しないよう、定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設する。

## 3. 水防倉庫・資機材の点検・整備

各河川管理者等は、応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。

## 4. 気象及び河川情報システムの活用

広域的な雨量情報や河川水位情報の迅速な収集伝達を図るため、気象及び河川情報システムの活用に努める。

## 5. 下水道整備

浸水被害を防止するために適切な雨水の排除がなされるよう、下水道の整備に努める。

### （1）下水道施設の整備

市及び県は、降雨による浸水被害を防止するため、雨水管渠と雨水ポンプ場の整備に努めるとともに、河川への集中的な流出を抑制するため雨水の貯留・浸透方式の改善を推進する。

### （2）水路施設の整備

市は、水路の改修整備事業を促進するとともに、平常時から危険箇所の把握に努める。

## 6. 水害への備え

水害による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の公表など水防法に基づく水害対策、水防訓練等を行い、市民が日頃から水害に対し備えができるようなソフト対策の充実を行う。

### （1）浸水想定区域における避難確保の措置

浸水想定区域ごとに、洪水予報及び水位到達情報（以下、「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

### （2）要配慮者利用施設等の避難確保計画、浸水防止計画の作成

市は、要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するように指導する。

また、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織の設置を支援する。



### （3）市民への周知

市は、浸水想定区域、洪水予報の伝達方法、避難場所その他避難確保のため必要な事項を図面表示等にまとめた洪水ハザードマップ等を公表・配布、ホームページ掲載等により市民に周知する。

また、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始情報等については、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、日頃から市民への周知徹底に努める。

## 7. 水防協力団体、水防活動要員の育成

水防管理団体は、水防に関する業務を通正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、申請により水防協力団体として指定することができる。市は、これら水防協力団体など自主的な水防活動への協力を行う団体の育成に努める。

### 【 水防協力団体が行う業務 】

1	水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
2	水防に必要な器具、資材または設備の保管、提供
3	水防に関する情報または資料の収集、提供
4	水防に関する調査研究
5	水防に関する知識の普及、啓発
6	その他水防関連する業務

## 第8節 緊急輸送道路・ヘリポートの整備

災害時には、食糧、生活必需品、医薬品、各種資機材等を緊急に輸送する必要があり、この緊急輸送を円滑に行うには、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するとともに、輸送業者を含めた輸送体制を確立する必要がある。

そこで、災害時における迅速な輸送の確保に向け、緊急輸送道路の指定及び、緊急輸送体制の整備を図ることとする。

### 第1 緊急輸送道路の整備

#### 1. 緊急輸送道路の指定

市は、災害応急活動を円滑に実施するため、県において指定した緊急輸送道路から市の防災拠点に連絡する道路について、第3次緊急輸送道路に指定し、計画的に拡幅、耐震強化等の整備に努めるとともに、平時より防災関係機関及び市民等に広く周知を図る。

▶ 参照資料編 資料38. 緊急輸送道路

#### 2. 沿道施設の耐震・不燃化促進

本計画に定める緊急輸送道路（国道24号外16路線）については、「大和高田市耐震改修促進計画」に基づき、沿道建築物の耐震化を促進する。

### 第2 災害用臨時ヘリポートの整備

市は、災害時の緊急航空輸送に使用するヘリコプターの離着場所を以下に指定し、今後、必要に応じて増設を図る。さらに、平時より県と連絡調整し、県消防防災ヘリコプターの派遣要請に必要な事項を確認するとともに、派遣要請手続きを習熟するなど、受入れ体制の整備に努める。

#### 【 防災ヘリコプター等飛行場外離着陸場（再掲） 】

番号	名称	所在地	座 標	長さ (m) × 幅 (m)
1	総合公園多目的グラウンド	出325番地	北緯 34° 29' 32" 東経 135° 44' 54"	109×100 (防災対応)

#### 【 自衛隊災害活動用緊急飛行場外離着陸上（再掲） 】

場 所	所在地	面 積 (㎡)	庁舎との距離 (m)	ヘリ利用可能状況		
				OH-6 離着陸	HU-1B	
					離着陸	消火剤吊上
奈良県大和高田第二健民運動場	野口	10,300	1,700	◎1	×	×
市民運動場	材木町	20,900	1,900	◎2	×	×

※ OH6は小型、UH1は中型をいい、◎は適地、×は不適地を示す。また、◎の数字は離発着が可能な機数を示す。

## 第3 車両・燃料の確保

### 1. 災害対策用車両の確保

市は、平時より庁用車両の定期点検・整備等を実施し、運行能力を把握するとともに、車両等の不足が生じる場合をあらかじめ想定し、企業等との間に災害時における車両の供給に関する協定を締結するなど、車両の確保に努める。

### 2. 緊急通行車両や規制除外車両の事前届出

災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両や規制除外車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両や規制除外車両として使用される車両について、県（公安委員会）に事前に届出を行う。

▶ 参照資料編 資料37. 車両配備状況

#### (1) 事前届出の対象車両

次の①及び②のいずれにも該当する場合に事前届出を受理する。

- ①. 災害時において、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両で、次の事項を行う車両

1	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告または指示に関する事項
2	消防、水防その他の応急措置に関する事項
3	被災者の救難、救助その他保護に関する事項
4	災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
5	施設及び設備の応急の復旧に関する事項
6	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
7	犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
8	緊急輸送の確保に関する事項
9	その他災害の発生の防衛または拡大の防止のための措置に関する事項

- ②. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは契約等により使用される車両または災害時に他の関係機関・団体から調達する車両

#### (2) 事前届出の申請手続き

申請者	緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者
申請先	指定行政機関等の事務所等を管轄する警察署または交通規制課
申請書類等	「緊急通行車両事前届出書」2通 ※ 指定行政機関等が所有する車両以外の車両であっては、契約を疎明する書類（貸借契約書、業務委託契約書等）を添付

▶ 参照資料編 様式13. 緊急通行車両事前届出書

### （3）緊急通行車両事前届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両と認められるものについて、「緊急通行車両事前届出済証」が交付される。

▶ 参照資料編	様式13. 緊急通行車両事前届出書（済書）
---------	-----------------------

### （4）災害発生時の措置

最寄りの警察署、または交通検問所に「緊急通行車両事前届出済証」に必要事項を記載して提出し、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。

▶ 参照資料編	様式12. 緊急通行車両確認標章
---------	------------------

## 3. 車両燃料の確保

燃料販売業者との間に災害時における車両燃料の供給に関する協定を締結するなど、車両燃料の確保に努める。

## 第9節 防災訓練・防災普及計画

### 第1 防災訓練

災害発生に際し、その機能を十分に発揮するため関係機関と密接な連携をとり、消防活動の円滑な遂行を図るため、図上または現地において次の区分により計画的に訓練を実施するものとする。

#### 1. 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施する他、必要により隣接する市町村または関係機関と合同して実施するものとする。

実施時期	洪水発生が予測される時期前の最も訓練効果のある時期を選んで実施する。
実施地域	河川の危険箇所等洪水のおそれのある地域において実施する。
方法	水防作業は暴風雨の最中で、しかも夜間に行う場合が多いので、次の事項等について訓練を行うものとする。 ア. 観測                      イ. 通報                      ウ. 動員 エ. 輸送                      オ. 工法                      カ. 水防信号

#### 2. 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する次の訓練を実施する他、必要に応じて大火災を想定し、他の市町村と合同で実施するものとする。

実施時期	春秋2回の防火週間、その他適当な時期を選んで実施する。
方法	学校、病院、工場、事業所、映画館等、その他多数の者が出入りし勤務し、または居住する箇所等あらゆる場所における防衛活動について最も効果的に実施する。 ア. 消防ポンプ操法              イ. 放水                      ウ. 非常召集 エ. 通信連絡                      オ. 人命救助                  カ. 避難 キ. 一般火災防御                  ク. 水利統制                  ケ. 災害応急対策
その他	消防団員を消防学校または消防大学校に入校させる。

#### 3. 災害救助訓練

救助活動を迅速かつ的確に実施するため、次の事項について訓練を実施するものとする。

実施時期	台風期前等に実施効果のある適当な時期を選んで実施する。
方法	地域の実情に即した内容を盛り込み、その都度定めるものとするが、おおむね次の事項について実施する。 ア. 通信連絡                      イ. 避難救助                      ウ. 炊き出し エ. 給水                              オ. 物資輸送                      カ. 医療救護 学校、病院、社会福祉施設、工場、事業所、作業場、運輸機関等にあつては、避難についての施設を整備し随時実施するものとする。
その他	奈良県広域消防組合高田消防署が実施する普通上級救命講習会等を受講させ、応援、救護体制の高揚に努める。

#### 4. 災害通信連絡訓練

通信連絡が円滑に実施できるよう関係機関の協力を得て、次の事項について訓練を実施するものとする。

る。

実施時期	実施効果のある適当な時期を選んで行う。
方 法	その都度定めるものとするが、おおむね次の事項について実施する。 ア. 気象予警報の伝達 イ. 災害現場と本部との無線による連絡 ウ. その他の通信連絡

## 5. 非常招集訓練

災害の発生、若しくは発生のおそれのある場合で、特に勤務時間外において本部長が動員を発令したときは、動員計画に基づいて迅速に登庁して配備態勢ができるよう、適当な時期を選んで訓練を実施するものとする。

## 6. 総合防災訓練

防災に関係のある各機関と合同して各種の訓練を市長が定める適当な時期に行うものとし、その要領は実情に即したものをその都度定めるものとする。

## 7. その他の訓練

1	市内小学校区毎に、町総代連合会等による応急災害措置訓練等を適宜実施するものとする。
2	自治会、学校、社会福祉施設、その他各種団体等においては、適宜避難、誘導訓練等を実施するものとする。

## 第2 防災知識普及計画

台風その他自然災害並びに爆発等の人的災害から市民の生命、財産を保護するため、市の職員、関係機関の職員及び市民に対し災害予防あるいは災害応急対策等の防災普及を図るため、次の方法により周知徹底に努めるものとする。

### 1. 広報（普及）担当者

防災知識の普及は、普及を要する災害事務を分掌し、それぞれの機関において適宜の方法で行うものとするが、市における総合的な広報は、広報広聴課が庁内各部課及び関係機関から資料の提出を求めて、これを行うものとする。

### 2. 普及の方法

防災知識の普及はおおむね次の媒体利用等により行うものとする。

1	講習会、座談会の開催
2	ラジオ、テレビ、有線放送施設による普及
3	市ホームページによる普及
4	広報誌による普及 ア. 「市政だより」等、市及び関係機関が発行する機関紙による広報 イ. 新聞による方法
5	映画、スライド等による普及
6	広報車の巡回等による普及

7	防災関係展覧会、展示会の開催
8	防災訓練を通じた普及
9	各機関における会合時の普及

### 3. 広報すべき事項

防災知識の普及にあたっては、特に災害関係職員及び市民に対して周知徹底を図る必要がある事項を重点的に行うものとする。

#### (1) 大和高田市地域防災計画の概要の公表

「大和高田市地域防災計画」を作成し、または修正したときは、その概要を「市政だより」または他報道機関により広く一般に公表する。

#### (2) 災害時の心得

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市民及びそれぞれの職場等に対し、次の事項を周知徹底するよう努めるものとする。

1	気象情報の種類と対策
2	避難する場合の携帯品
3	避難予定場所と経路等

### 4. 学校園における防災教育・計画

学校園では、「奈良県学校地震防災教育推進プラン」を基本にして、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校の防災に関する計画やマニュアルの策定を行うものとする。

## 第10節 災害廃棄物の処理計画

災害時に排出される廃棄物（浸水・倒壊家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等）を迅速に処理し、早期復旧に資するため、市が実施する対策について定める。

### 第1 廃棄物処理相互応援体制の整備

「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成24年8月1日締結）」（以下「相互支援協定」という。）に基づき、災害発生時に、県または被災市町村からの支援要請に可能な限り応じるため、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力するとともに、関係する施設等が最大限の処理能力を発揮できるよう平常時から必要な整備・維持管理に努める。

### 第2 災害廃棄物処理計画の作成

#### 1. 災害廃棄物発生量の推計

##### (1) 地震によるがれきの発生量

「第2次奈良県地震害想定調査報告書（平成16年10月公表）」により、想定されるがれきの発生量は以下に推計されている。

中央構造線断層帯金剛山地東縁断層帯地震	804,651 t
南海トラフ地震（南海、東南海）	15,295 t

##### (2) 水害によるがれき発生量の推計

###### ① 算出方法

葛城川はん濫による水害廃棄物を下記計算により算出。

$$\text{廃棄物量 (t)} = \text{床上浸水世帯数} \times 4.6 + \text{床下浸水世帯数} \times 0.62$$

（人と防災未来センター推計式より）

##### (3) 一般ごみの推計

過去の災害時では一般ごみ量は平時とほぼ同等となっており、平時と同量のごみが発生するものと想定している。

区分	平成22年	平成29年
人口	70,638人	63,139人
一般ごみ	12,997 t	10,943 t
粗大ごみ	645 t	302 t
資源ごみ	1,778 t	2,205 t
埋立ごみ	63 t	50 t
合計	15,483 t	13,500 t

※大和高田市地域 循環型社会形成推進地域計画(平成24年12月)による



#### （4）粗大ごみの推計

##### ① 算出方法（阪神・淡路大震災時の事例を参照）

- ・全壊建物からの粗大ごみ量＝全壊建物総数×1.03 t
- ・半壊建物からの粗大ごみ量＝半壊建物総数×1.03 t ×0.6

##### ② 粗大ごみ予測量

地震災害時に増加するものと予想される粗大ごみ量を示す。

被害建物		粗大ごみ量
全壊棟数	5,841棟	6,016 t
半壊棟数	3,620棟	2,237 t
合計		8,253 t

※被害想定災害「中央構造線断層帯金剛山地東縁断層帯地震」

#### 2. し尿排出量の推計

- ・し尿排出量＝避難人口 24,635 人×1.4 ℓ/日＝34.5 kℓ/日

(1.4 ℓ/日：し尿処理施設構造指針解説による)

※避難人口数は、被害想定「中央構造線断層帯金剛山地東縁断層帯地震」における1週間後で設定

#### 3. 廃棄物仮置き場の計画

災害時に排出される廃棄物を一時保管するための仮置き場については、被災状況を考慮したうえで、適正規模、場所を確保する。

#### 4. 仮設トイレ等の確保

あらかじめ民間の清掃及びし尿処理関連業者、仮設トイレ等を取り扱うリース業者等による関連業界団体との関係を密にし、仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の調達にかかる体制の整備に努める。

#### 5. 収集運搬車両や必要な資機材等の確保

市は、委託業者や許可業者に対し、災害時に排出される廃棄物及びし尿の収集運搬車両・体制の整備に努めるよう協力依頼する。

##### （1）し尿処理関係業者

名称	所在地	被災地出勤区分	し尿運搬車	電話番号
大和清掃企業組合	今里川合方 96-7	J R 桜井線境界 南西部築山地区	10 台	52-3372
おおやまと環境整美 事業協同組合	今里 422-1	J R 桜井線を境界 とした東部	20 台	52-2982

##### （2）塵芥処理施設、塵芥運搬車の現況

名称	所在地	し尿運搬車	電話番号
大和高田市 クリーンセンター	今里川合方 23	53 台：内 4 台はブルドーザー	53-5383

## 第11節 火葬場等の確保

災害時には死者の遺体の火葬等が円滑に実施できない場合が想定されるため、あらかじめデータベースの整理や、葬祭業者や県等との連携体制を整備する。

### 第1 火葬応援協力体制の確立

#### 1. 葬祭業者等との連携

市は県と連携し、奈良県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会並びに一般社団法人全国霊柩自動車協会と協定を締結し、緊急災害用備蓄棺桶や簡易組立棺桶の調達や祭事の挙行など、連携・協力体制を整備する。

#### 2. 近隣府県との連携

市は県と連携し、近隣市町村間及び近隣府県間の火葬の受入れ等の応援体制を整備する。

### 第2 遺体収容可能施設の確認

市は県と連携し、火葬の受入れ体制等を把握し、火葬データとして整備する。

## 第3章 災害事象ごとの予防対策等

### 第1節 地震災害予防対策

#### 第1 地震火災予防計画

震度7の震災を想定し、消防施設の整備を基本に、予防対策と緊急時の出動、連絡、応援体制を次のとおり定める。

##### 1. 災害による消防障害の想定

震災による大規模災害が発生した場合、次のような消防障害が想定される。

1	火災及び救助要請の多発による消防力の分散
2	電話障害による通報、覚知及び出動等の遅延
3	道路、橋、建築物の損壊等交通障害による消防車両の走行困難
4	被災地孤立化による災害応急活動阻害
5	消防水利施設の損壊等による消火活動阻害
6	消防の施設及び機械の被災による消防力の低下

##### 2. 現有消防力

災害応急活動に当たる消防力（常備消防力、非常備消防力）及び水利状況は、資料編資料24～27のとおりである。

▶ 参照資料編	資料24. 消防分団区域図
	資料25. 常備消防力・非常備消防力の現況表
	資料26. 市内消防水利施設状況表
	資料27. 消防機械配置状況

##### 3. 消防力の整備促進

1	消防団の施設・設備の充実
2	青年層や女性層の消防団への参加促進
3	市民が発災直後において、円滑に初期消火を行うための、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ、ホース格納箱等の消防設備の整備促進
4	防火水槽等消防用水利施設の設置促進

##### 4. 自主防災組織の育成

市民が自主的に防災活動を行う体制を確立するため、次に掲げる事項を推進し、自主防災組織の育成を図る。

1	近隣相互応援協力体制の確立
2	消火器等消防資材の自主設置の促進

3	初期消火、救出救護及び避難誘導等防災訓練の実施
4	防災知識の普及推進
5	情報の収集及び伝達体制の確立
6	給食及び給水体制の確立

## 5. 災害予防広報

市民の地震時対策等防災意識を高揚するため、次に掲げる災害予防広報を実施する。

### (1) 広報の主眼

1	地震時における市民の心得
2	過去における震災の教訓
3	地震災害時の危険要素
4	化学消防体制の整備

### (2) 広報の進め方

1	火災予防運動、消防訓練、防火講演会等における防災意識の啓発
2	市の広報誌、パンフレット、映画等の視聴覚を通じての啓発
3	報道機関を通じての広報

## 6. 大震火災消防訓練

大震火災消防訓練は、次に掲げる訓練を実施する。

### (1) 消防機関防災訓練

訓練は、消防機関及び市が主催し、災害対策技術の向上、参加者及び市民の防災思想の高揚を図る。

①. 消防機関の訓練の種別、参加機関及び訓練責任者は、次の表に掲げるとおりである。

種 別 \ 機 関	参 加 機 関	実施責任者
大和高田市総合防災訓練	大和高田市・町総代連合会・奈良県広域消防組合高田消防署・消防団その他の関係機関及び関係対象物	市長
奈良県広域消防組合高田消防署防災訓練	消防署及び消防団その他関係機関並びに関係対象物	消防署長
消防団防災訓練	消防団その他関係機関及び関係対象物	消防団長
校区防災訓練	町総代連合会・消防団・大和高田市その他関係機関	市長
備 考	上記訓練の実施にあたっては、自主防災組織等の積極的な参加を求める。	

②. 訓練の実施項目は、次に掲げるものとし、その全部または一部について行う。

1	初動措置訓練
2	消防職、団員の召集及び部隊編成訓練

3	通信統制訓練
4	情報連絡及び広報訓練
5	初期消火、通報及び避難訓練
6	火災防御訓練
7	救助及び救急訓練
8	物資補給訓練
9	その他必要とする消防対策訓練

## 第2 帰宅困難者対策計画

大規模震災により鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想される。東日本大震災の事例や教訓を踏まえ、帰宅困難者対策の推進を図る。

### 1. 帰宅困難者の定義

地震により、通勤、通学、買い物、観光等で外出して大和高田市内に滞在している者で、交通機関の途絶等により自宅への帰宅が困難になる者

### 2. 普及啓発

市は、「むやみに移動しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、各主体に対し以下の内容の啓発を行うこととする。

市民への普及啓発	市は県と連携し、市民に対し、地震発生時には帰宅困難になる場合があること、日頃からの備え、家族との安否確認方法や災害時帰宅支援施設について啓発を行う。
企業等への普及啓発	市は県と連携し、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくためのルールづくりや、そのための食料、飲料水、毛布などの備蓄について啓発を行う。
集客施設や公共交通機関への普及啓発	市は県と連携し、集客施設や公共交通機関に対して、地震発生時の利用者の安全確保に関する計画の作成や、施設の安全確保対策について啓発を行う。

### 3. 災害時帰宅困難者への支援対策

一時滞在施設の確保	市は、所管する施設や関係施設を指定するなどして、帰宅困難者のための一時滞在施設の確保に努める。その際、民間事業者にも協力を求めるよう努める。
情報提供の体制づくり	市は、一時滞在施設に関する情報、鉄道等の運行や復旧情報に関する情報等を迅速に提供できるよう、ホームページやエリアメール、緊急速報メール等の活用や、関係機関と連携した情報提供体制を整備する。その際、発災時は情報伝達手段が限られることから、多様な情報伝達手段の確保に努めることとする。

## 第2節 風水害予防対策

### 第1 堤防、ひ門等の施設の維持、補修点検

堤防、ひ門等の施設については、風水害に備えて、点検による施設維持と必要に応じた補修を行う。

1	水害の危険性のある区域の河川堤防、ひ門等を中心に随時巡視し、水害の危険性のある箇所 の発見に努めるとともに、補修等必要な処置を講ずるものとする。
2	井堰、ため池等の管理者（操作担当者を含む）は、常時水位堤防、水門扉等の状況を監視し 点検を行うものとする。
3	公共下水道については、常に整備補修に努めるものとする。
4	排水施設等については、係員による点検整備に努め、常時作動可能の状態に保持するものと する。

▶ 参照資料編	資料18. 井堰一覧表
	資料19. 排水施設・機械等状況表

### 第2 浸水想定区域における避難確保の措置、洪水ハザードマップの周知

水害による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の公表など水防法に基づく水害対策、水防訓練等  
を行い、市民が日頃から水害に対し備えができるようなソフト対策の充実を積極的に図る。

#### 1. 浸水想定区域における避難確保措置

市は、浸水想定区域ごとに、洪水予報及び水位到達情報（以下、「洪水予報等」という。）の伝達方法、  
避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めることとする。

#### 2. 事業所等の避難確保計画、浸水防止計画の作成

##### （1）要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等

水防法第15条の3に基づき、要配慮者利用施設の所有者または管理者は、当該要配慮者利用施設の  
利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を  
作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を  
実施する他、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

##### （2）大規模工場等の浸水防止計画の作成等

水防法第15条の4に基づき、大規模工場等の所有者または管理者は、当該大規模工場等の洪水時の  
浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等  
の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施する他、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

#### 3. 市民への周知

市は、浸水想定区域、洪水予報の伝達方法、避難場所その他避難確保のため必要な事項を図面表示等  
にまとめた洪水ハザードマップ等を平成21年に、地震時における行動指針や避難場所その他避難確保  
のため必要な事項を図面表示等にまとめた地震ハザードマップを平成22年に作成し、公表・配布、ホ

ホームページ掲載等により市民に周知している。今後とも避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始情報等について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、目頃から市民への周知徹底に努めるものとする。

### 第3 水防協力団体、水防活動要員の育成

水防管理団体は、下記の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、申請により水防協力団体として指定することができる。これら水防協力団体など自主的な水防活動への協力を行う団体の育成に努める。

#### 【 水防協力団体が行う業務 】

1	水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
2	水防に必要な器具、資材または設備の保管、提供
3	水防に関する情報または資料の収集、提供
4	水防に関する調査研究
5	水防に関する知識の普及、啓発

### 第4 風害予防計画

#### 1. 竜巻情報への対応

市は、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの的中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、奈良地方気象台及び県と協力し、広く市民に普及を図る。

#### 2. 風害予防対策

市は、公共施設の管理者及び民間施設の管理者並びに市民は、その管理施設、樹木、路上占有物（広告、看板、工事中建築資材等）及び周辺に存置している物品等で倒壊、落下飛散するおそれのある物に対しては、崩壊の危険防止の措置並びに警戒管理に努めるよう啓発活動を実施する。

## 第3節 火災予防対策

市及び消防団は、奈良県広域消防組合高田消防署と連携協力し、火災予防対策を実施する。

### 第1 奈良県広域消防組合高田消防署との連携協力

#### 1. 火災予防査察の対象物件

奈良県広域消防組合高田消防署が「奈良県広域消防組合火災予防査察規程」により火災予防査察を行う施設は、危険物の製造所、貯蔵所、取扱所（以下「製造所等」という。）及び多数の者が出入りし、勤務し、居住する防火対象物（以下「指定防火対象物」という。）等を重点におき、消防法第4条並びに第16条の5に定める予防査察を実施するとともに、特に人命事故の危険性の大きい中高層建築物、寺院等に対しても特別予防査察を実施される。

一般家庭に対しては年間を通じ随時、防火診断を行う他、春秋全国一斉に実施される火災予防運動に呼応して、危険地域の総合的な予防査察が実施される。

➤ 参照資料編	資料2 3. 防火対象物数
	資料1 3. 中高層建築物
	資料1 4. 危険物施設数・圧縮アセチレンガス施設数・液化石油ガス施設数及び配置

#### 2. 防火対象物の火災予防

市は、奈良県広域消防組合高田消防署に連携協力し、防火対象物の関係者（所有者、管理者または占有者）に、消防用設備等（消火設備、警報設備、避難設備等）の設置と防火管理者の選解任の届出の励行、防火管理者に対しては、当該防火対象物の消防計画の作成並びに届出、同計画に基づく、次の実施の励行及び指示指導を行う。

1	自主防災組織
2	消火、通報及び避難訓練の実施
3	定員の遵守、収容人員の適正化
4	消防用設備等の点検及び整備
5	防火教育の実施
6	その他防火管理に必要な業務

#### 3. 危険物製造所等の火災予防

市は、奈良県広域消防組合高田消防署に連携協力し、危険物製造所等の関係者に対しては、消防法に基づき、次に掲げる事項の実施励行と指示指導を行う。

1	位置、構造及び設備を基準に適合させる。
2	危険物取扱者、保安監督者の選解任届出の励行
3	貯蔵、取扱い運搬等の基準の励行
4	不法貯蔵、取扱いの絶無とするための取締りの強化
5	その他安全管理と事故防止



#### 4. 中高層建築物の火災予防

市は、奈良県広域消防組合高田消防署に連携協力し、中高層建築物の関係者に対しては、消防用設備等の設置、その他防火管理について指示指導を行う。

1	消火、通報及び避難訓練の実施
2	定員の遵守、収容人員の適正化
3	その他防火管理に必要な業務

#### 5. 圧縮アセチレンガス及び液化石油ガス施設等の火災予防

市は、奈良県広域消防組合高田消防署に連携協力し、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス施設等の関係者に対し、消防法、奈良県広域消防組合火災予防条例（平成26年4月1日条例第51号）に基づく届出の励行及び次の事項について指導を行う。

1	位置、構造、設備等を基準に適合させる。
2	貯蔵、取扱いについて届出を励行させる。
3	取扱い、運搬、管理者について基準どおりに励行させる。
4	その他安全管理と事故防止に努めさせる。

#### 6. 警戒区域の火災予防

市は、奈良県広域消防組合高田消防署に連携協力し、関係町総代を通じ危険性を認識させるとともに、次の事項について強力に指導を行う。

1	各警戒区域の危険性をそれぞれ究明し、その対策を指導し徹底させる。
2	区域ごとの消火、通報、避難の訓練を実施させる。
3	区域ごとの消火、通報その他の設備の充実を図るよう指導する。
4	路上における障害物の除去を徹底させる。

#### 7. 一般家庭の火災予防

市は、奈良県広域消防組合高田消防署に連携協力し、一般家庭については、次に掲げる事項を中心として火災予防指導を行う。

1	家庭内における暖房用燃料その他の燃料等の置き場及び管理について指導する。
2	火気使用場所及び煙突、煙道について整備と管理を徹底させる。
3	通報、避難の方法について指導する。
4	電気配線及び電気器具の正しい使用法を指導する。

## 第4節 鉄道・道路等大規模事故予防対策

鉄道施設は、列車運転の安全確保のため必要な線路諸施設の実態を把握するとともに、周囲の諸条件を調査し、異常時においても常に健全な状態を維持できるよう諸設備の維持管理を行うとともに、災害の発生する恐れのある場合の警戒態勢をあらかじめ策定しておく。

### 第1 鉄道事業者

#### 1. 予防計画

防災施設の維持、改良はおおむね次の事項について計画する。

1	橋梁の維持、補修及び改良強化
2	河川改良に伴う橋梁改良
3	法面、土留の維持、補修及び改良強化
4	トンネルの維持、補修及び改良強化
5	鉄道林（防備林）の造成及び落石防止設備の強化
6	建物等の維持、修繕
7	通信設備の維持、補修
8	空頭不足による橋げた衝撃防止及び自動車転落事故防止の推進
9	線路周辺の環境条件の変化による災害防止の推進
10	電線路支持物の維持補修並びに管理強化
11	その他防災上必要なもの

#### 2. 実施計画

施設・設備の 安全性の確保	鉄道施設の点検整備は、定期的に全ての構造物に対する点検を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所の早期発見に努め、必要に応じて随時精密な検査を行い、必要な措置を講ずる。
関係機関との連携	部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

#### 3. 防災訓練の実施

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。

また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

### 第2 道路管理者

道路施設の管理者は、災害発生時においても安全かつ円滑な交通を確保するため、平常時から体制を整備するよう努める。

## 1. 道路交通確保体制の整備

道路施設管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備するとともに、災害発生直後の被害状況調査及び安全点検を行うための人材の確保等の応急点検体制の整備に努める。

## 2. 備品等の整備

通行禁止等を示す看板、カラーコーンなど必要な備品の整備に努める。

## 3. 道路障害物除去対策の検討

1	障害物を除去する道路の優先順位及び障害物除去方法を検討する。
2	関係機関や道路管理者と災害発生時のための対処方法の協議に努める。
3	建設用重機を所有する民間団体や業者等との協定締結を推進するなど、災害発生時の協力体制の確立に努める。

## 4. 交通混乱の防止対策

平素より交通路の安全性を確保するとともに、災害発生時の場合における避難方法の周知等に努める。

### (1) 震災時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平常時から緊急交通路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害発生時の通行支障に関する情報収集体制や応急点検体制の整備に努める。

### (2) 災害発生時避難のあり方の周知徹底

災害発生時の避難にあたっては、原則として車両を使用してはならない旨の広報を行う。

一方、避難行動要支援者の避難など車両の使用が必要な場合が想定されることから、避難における車両利用のルール化を関係機関や市民とともに行い、避難時の車両利用のルールの周知徹底に努める。

### (3) 交通規制・管制体制の整備

交通安全施設の整備など県公安委員会及び県警察（高田警察署）が行う交通規制・管制体制の整備に協力する。

## 第5節 ライフライン施設等の災害予防対策

### 第1 上水道災害予防計画

震度7の震災を想定し、各配水場を中心に、施設の整備と改良を次のとおり行い、予防対策を講じる。

#### 1. 配水池対策

大東、天満、陵西の3配水場の配水池は、現在、14,300立方メートルの水量を確保しているが、耐震整備を施すとともに、緊急遮断装置を設置し、各配水池から直接取水が可能な施設に改良する。

災害時の給水量は3配水場で充分といえるが、交通の途絶等によって給水が困難となる地域も予想されることから、高田小学校・浮孔小学校・片塩小学校、総合公園及び市民交流センターに設置してある非常用耐震型貯水槽により、災害時の給水活動の効率化を図る。(生命を維持するためには、最低一人、1日3リットルの水が必要と言われ、貯水槽1基で15,000人の飲料水が確保できる)。

現在、配水管総延長217.8kmの内、8.43%の耐震化が完了しており、配管の更新に合わせて耐震化を行うものとする。

#### 【 災害時配水場整備状況 】

施設名称	所在地	給水容量	摘要
大東配水場	大東町	5,600 m <sup>3</sup>	
天満配水場	大字吉井	6,000 m <sup>3</sup>	
陵西配水場	大字野口	2,700 m <sup>3</sup>	
高田小学校	大中東町	50 m <sup>3</sup>	耐震性飲料貯水槽
片塩小学校	旭北町	50 m <sup>3</sup>	耐震性飲料貯水槽
浮孔小学校	中三倉道丁目	50 m <sup>3</sup>	耐震性飲料貯水槽
総合公園	大字出	80 m <sup>3</sup>	耐震性飲料貯水槽
市民交流センター	片塩町	40 m <sup>3</sup>	耐震性飲料貯水槽

#### 2. 管路対策

主要管路の再点検を行い、必要な箇所には仕切弁等を設置し、災害時の流出を最小限にとどめるよう整備するとともに、耐震継手（S型継手、可とう管等）を必要箇所に使用し、管路の耐震性を高める。

また、水管橋等の渡河部分の点検を行い、補強措置をする。

#### 3. その他の予防対策

非常用電源（天満配水場：500KVA）の点検整備、計装関係のバックアップ電源の点検整備、消毒設備（次亜生成設備）の点検整備については定期的実施する。

## 第2 下水道災害予防計画

市は、下水道の施設・設備について、耐災性を強化するとともに、保守点検や災害対策用資機材の整備、訓練の実施に努める。また、緊急時における迅速な復旧を図るため、復旧工事を実施する業者等と災害時における応援協定締結を推進する。

災害時の断水に備え、指定避難所に近い公園などに災害用マンホールトイレの整備に努める。

## 第3 その他のライフライン施設災害予防計画

市は、災害の発生に備えて、一般電気事業者、電気通信事業者、一般ガス事業者等のライフライン関係事業者や鉄道事業者と緊急時における情報収集連絡窓口をあらかじめ定める他、各事業者が実施する災害予防対策の協力を努める。

さらに、突発的な事故発生時において初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。

ライフライン関係事業者は、それぞれの保安規定等に基づき、施設、設備の耐災害性を強化するとともに、従業員への防災教育、防災訓練や利用者への広報等により災害・事故の予防に努める。

## 第4 関西電力(株)災害予防計画

風水害をはじめとする各種災害による設備被害を軽減し、安定した電力供給確保を図るための電力設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。

### 1. 防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

### 2. 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。

また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

### 3. 電力設備の災害予防措置に関する事項

各種災害対策として必要に応じ以下の設備対策を実施する。

#### (1) 水害対策

水力発電設備	<p>過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各水力発電所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさあげ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。</p> <p>特に、洪水に対する被害防止に重点をおき、次の箇所について、点検・整備を実施する。</p>
--------	---

	<p>ア. ダム、取水口の諸設備及び調整池、貯水池の上、下流護岸</p> <p>イ. 導水路と溪流との交差点及びその周辺地形との関係</p> <p>ウ. 護岸、水制工、山留壁</p> <p>エ. 土捨場</p> <p>オ. 水位計</p>
送電設備	<p>架空電線路については、土砂崩れ、洗掘等が起こるおそれのある箇所のルート変更、擁壁、石積み強化等を実施する。</p> <p>地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。</p>
変電設備	<p>浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさあげを実施する。</p> <p>また、屋外機器は基本にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化、または防水壁等を組み合わせて対処する。</p>

## (2) 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。

## (3) 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

## (4) 火災、爆発、油流出等の対策

消防法、高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）等に基づき、設備ごとに所要の対策を講ずる。

## (5) 土砂崩れ対策

送電線路における土砂崩れ対策は、地形及び地質等を考慮して、状況により、擁壁、石積み、排水溝等の対策を実施する。

また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのPRを徹底する。

## 4. 防災業務施設及び設備の整備

### (1) 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、雨量、流量、風向、風速、気圧、水位の観測施設及び設備を強化、整備する。

**(2) 通信連絡施設及び設備**

災害時の情報連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じ、次の諸施設及び設備の強化、整備を図る。

1	無線伝送設備 ア. マイクロ波無線等の固定無線施設及び設備 イ. 移動無線設備 ウ. 衛星通信設備
2	有線伝送設備 ア. 通信ケーブル イ. 電力線搬送設備 ウ. 通信線搬送設備
3	交換設備
4	I Pネットワーク設備
5	通信用電源設備

**(3) 非常用電源設備**

長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

**(4) コンピューターシステム**

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法に基づく地震及び火災対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

**(5) 水防・消防に関する施設及び設備等**

被害の低減を図るため、法に基づき、次の水防及び消防に関する施設及び設備の整備を図る。

1	水防関係 ア. 防水壁、防水扉等の浸水対策施設 イ. 排水用のポンプ設備 ウ. 各種舟艇及び車両等のエンジン設備 エ. 警報用設備
2	消防関係 ア. 消火栓、消火用屋外給水設備 イ. 各種消火器具及び消火剤 ウ. 火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備

**(6) その他災害復旧用施設及び設備**

電気設備の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じ、移動用発電機設備等を整備しておく。

## 5. 災害対策用資機材等の確保及び整備

### (1) 災害対策用資機材の確保

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

### (2) 災害対策用資機材等の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

### (3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。

### (4) 災害対策用資機材等の広域運営

災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。

### (5) 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

### (6) 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態時での借用交渉は難航が予想されるため、必要に応じ、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

## 6. 電気事故の防止

### (1) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図る他、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

### (2) 広報活動

#### ①. 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図る他、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

1	無断昇柱、無断工事をしないこと。
2	電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合はすみやかに当社事業所へ通報すること。
3	断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
4	浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、必ず電気店等で点検してから使用すること。
5	屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
6	電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
7	その他事故防止のため留意すべき事項。



## ②. PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等を利用する他、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

## ③. 停電関連

病院等の重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備等の設置を要請する。

## 第5 通信施設災害予防計画

### 1. 西日本電信電話(株)

西日本電信電話(株)は災害等が発生した場合に電気通信サービスを確保するため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施するものとする。

#### (1) 電気通信設備等の防災計画

1	災害に備えて、主要な電気通信設備等について耐震・耐火・耐水構造化を行う。
2	重要通信センターの分散設置並びに中継伝走路の多ルート構成あるいはループ化構成とする。
3	通信ケーブルの地中化を推進する。
4	主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
5	重要加入者については、当該加入者との協議により、加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

#### (2) 災害対策用機器並びに車両の確保

災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するため、災害対策用機器並びに車両を配備する。

#### (3) 情報伝達方法の確保

災害時等の緊急情報伝達に備え、必要な会社間・会社内の組織及びグループ会社等と迅速かつ的確に伝達するため、その経路・方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し、維持する。

#### (4) 防災に対する教育、訓練

1	防災業務を安全かつ迅速に遂行しうよう、社員等に対して防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。
2	県、市町村防災会議等が主催する総合的な防災会議に積極的に参画する。

#### (5) 災害時優先電話

市町村及び防災関係各機関の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先電話とする。

なお、県、市町村及び防災関係各機関は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるよう西日本電信電話(株)への申し出により、協議し決定する。

## 2. (株)NTTドコモ(携帯電話)

(株)NTTドコモは、災害が発生した場合に電気通信設備の被害や通信サービスの途絶を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の防災に関する防災業務計画を策定し、実施するものとする。

### (1) 通信設備等の防災計画

1	広域災害、停電時に人口密集地の通信を確保のため、通常の無線基地局とは別に大ゾーン方式基地局を設置する。(奈良市、大和高田市の2ヶ所)
2	県庁・市町村役場等の重要エリアをカバーする無線基地局については、エンジンによる無停電化もしくはバッテリー24時間化の停電対策を推進する。

### (2) 災害対策用機器並びに車両の確保

災害が発生した場合において、通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。なお、(株)NTTドコモとして配備する機器及び車両は次による。

- |                 |           |        |
|-----------------|-----------|--------|
| ・衛星エントランス搭載基地局車 | ・移動基地局車   | ・移動電源車 |
| ・可搬型衛星エントランス基地局 | ・非常用マイクロ等 |        |

### (3) 情報伝達方法の確保

災害時等の緊急情報伝達に備え、(株)NTTドコモ関西支社内各組織、本社並びに各支社間及びグループ会社等と迅速にかつ確実に伝達するため、その方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し維持する。

### (4) 防災に関する教育、訓練

1	防災業務を安全かつ迅速に遂行しうよう、社員等に対して防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。	
2	防災を円滑、かつ迅速に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。	
	・災害予報及び警報の伝達	・非常招集
	・災害時における通信疎通確保	・各種災害対策用機器の操作
	・電気通信設備等の災害応急復旧	・消防及び水防
	・避難及び救護	
3	都道府県、市町村等が主催する総合的な防災訓練に参画する。	

### (5) 災害時優先電話

県、市町村及び防災関係各機関の申し出により、あらかじめ指定した携帯電話を災害時優先措置するものとする。なお、県、市町村及び防災機関は、各機関の携帯電話が災害時優先措置されるよう(株)NTTドコモ奈良支店に申し出により、協議し決定するものとする。

### 3. KDDI(株)(携帯電話)

KDDI(株)は、災害・重大事故が発生した場合に電気通信設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の電気通信設備等の防災に関する防災業務計画を策定し、実施するものとする。

また、災害が発生しまたは発生の恐れがある場合に通信を疎通させるため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施する。

#### (1) 電気通信設備等の防災計画

1	<p>水害対策</p> <p>ア. 豪雨・洪水等の恐れがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。</p> <p>イ. 通信用建物は水防板・水防扉等の設置及び建物の嵩上げを実施する</p>
2	<p>風害対策</p> <p>ア. 暴風の恐れがある地域にある電気通信設備等について、耐風構造化を行う。</p> <p>イ. 無線鉄塔をはじめ構造物全体を耐風構造とする。</p>
3	<p>火災対策</p> <p>ア. 火災に備え、主要な電気通信設備等について耐火構造化を行う。</p> <p>イ. 建物の不燃化並びに耐火構造化を実施するとともに、延焼防災のため防火扉、防火シャッターを設置する。</p> <p>ウ. 火災報知器・警報設備並びに消火設備を常備する。</p>
4	<p>地震対策</p> <p>地震に備え、主要な電気通信設備等について耐震構造化を行う。</p>
5	<p>重要通信センターの分散設置並びに中継伝送路の他ルート構成あるいはループ化構造とする。</p>
6	<p>重要な電気通信設備について必要な予備電源を設置する。</p>
7	<p>携帯基地局に関しては停電に備え蓄電池設備を設置するものとし、重要地区にある基地局に関しては24時間以上の蓄電池能力を要するものとする。</p>

#### (2) 災害対策用機器並びに車両の確保

災害時に、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両等を配備する。

1	移動基地局車の配備
2	移動電源車の配備
3	仮設基地局設備の保有

#### (3) 情報伝達方法の確保

災害時の緊急情報伝達に備え、必要な会社間・会社内の組織及びグループ会社等と迅速かつ的確に伝達するため、その経路・方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し、維持する。

**(4) 防災に関する教育、訓練**

1	防災業務を安全かつ迅速に遂行しうよう、社員等に対し防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。	
2	防災を円滑、かつ迅速に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。	
	・災害予報及び警報の伝達	・非常招集
	・災害時における通信疎通確保	・各種災害対策用機器の操作
	・電気通信設備等の災害応急復旧	・消防及び水防
	・避難及び救護	
3	都道府県、市町村防災会議等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参画する。	

**(5) 災害時優先電話**

県、市町村及び各法人機関の申し出により、あらかじめ指定された携帯電話を災害時優先設定とする。  
 なお、県、市町村及び各法人機関は、各機関の携帯電話が災害時優先措置されるようKDDI(株)に加入時申し込むものとする。

**4. ソフトバンク(株)(携帯電話)**

ソフトバンク(株)では、「情報＝ライフライン」ということを自覚し、災害時でもサービスが確保できるよう、通信設備に対する防災設計を行い、災害に強い通信設備の構築を図るとともに、災害対策用機器、車両等の配備、社内体制などを整備し、従業員が迅速かつ適切に防災業務を遂行できるよう、従業員に対する教育・訓練を毎年実施している。

**(1) 顧客への発災時の支援**

大規模災害が発生した際に、通信サービスの確保ができるように、社内の防災関係業務を整備し、災害に備えた対策と指針づくりを行い、関係機関との緊密な連携を図りながら、いざという時に備えている。

1	停電対策
2	伝送路対策
3	移動基地局車・可搬型衛星基地局の配備
	ア. 移動電源車
	イ. 移動無線基地局車 ウ. 可搬型無線機
4	緊急時・災害時の通信網整備

**(2) 社内体制の整備**

大規模災害が発生した際に、通信サービスの確保が迅速に行えるよう、社内の防災関係業務を整備し、体制や連絡網の整備、防災備蓄品の配備を行っている。

1	対応マニュアルの徹底
2	非常時体制の確立と連絡網の整備

3	<p>防災備蓄品の配備</p> <p>災害時に、通信網の早期復旧を図るため、災害対策用設備（非常用発電機、車載型無線基地局、移動電源車など）を全国各地に配置し、復旧資材及び予備備品なども確保している。併せて、飲料水及び食料など、生活必需品も全国の拠点に備蓄している。</p>
---	---

### （3）防災教育、訓練の実施

1	社員の安全確保を図るとともに、迅速かつ適切な防災業務を遂行しうよう、防災に関する教育を実施する。						
2	<p>毎年大規模災害に備えた全社規模の総合防災訓練を実施し、地方拠点においても、地域特性に合わせた防災訓練を行い、災害の発生に備えている。</p> <table border="1"> <tr> <td>・災害予報及び警報の伝達</td> <td>・非常招集</td> </tr> <tr> <td>・災害時における通信疎通確保</td> <td>・各種災害対策用機器の操作</td> </tr> <tr> <td>・電気通信設備等の災害応急復旧</td> <td>・消防及び水防</td> </tr> </table>	・災害予報及び警報の伝達	・非常招集	・災害時における通信疎通確保	・各種災害対策用機器の操作	・電気通信設備等の災害応急復旧	・消防及び水防
・災害予報及び警報の伝達	・非常招集						
・災害時における通信疎通確保	・各種災害対策用機器の操作						
・電気通信設備等の災害応急復旧	・消防及び水防						
3	都道府県、市町村防災会議等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参画する。						

### （4）応急復旧設備の配備

代替基地局設備の充実を図る。

1	基地局の代替サービスエリアの確保
2	代替基地局の研究開発

## 第6 都市ガス災害予防計画

都市ガスは、国民生活及び経済産業を支える主要なエネルギーのひとつである。ガス事業者は平常時の安定供給の確保はいうまでもなく、地震のような大規模な自然災害が発生した場合にも対処できるよう、常日頃から備えておくとともに、地震発生時には迅速かつ的確な措置により二次災害の防止に努め、総合的な災害対策を実施する。

### 1. 防災体制

大和ガス(株)は、保安規程に基づいて「地震災害実施要領」「ガス漏洩及びガス事故等処理要領」を作成し、関連会社も含めて、保安体制及び非常時体制の具体的措置内容を定める。

### 2. 施設対策

#### （1）導管関係施設

導管は、耐震性と可とう性にすぐれたポリエチレン管、鋼管への切替を早期に実施するとともに、接合部についても抜け出し阻止力の高いメカニカル継ぎ手及び溶接接合方法を維持する。

また、導管及び付属設備（ガバナー、バルブ、水取器等）は、「保安規程」に基づいて、定期的に点検、調査、巡回の維持、管理を行う。

**(2) 地下室等の設備強化**

地下室等において、「ガス事業法（昭和29年3月31日法律第51号）」に基づいて緊急ガス遮断装置とガス漏れ警報器の設置、接続管の強化、ガス設備安全点検を実施するとともに、ガスの安全使用に必要な知識の周知徹底を図る。

**(3) 地震計の設置**

地震が発生した場合、ガス供給市域内の被害発生程度と被災地区の迅速な推定を行い、供給停止の判断及び二次災害防止に資するため、大和ガス(株)敷地内に地震計を設置する。

**(4) 緊急措置のための設備**

災害発生時のガスによる二次災害の防止と迅速な復旧活動を行うために、需要家ごとの遮断装置と地域的にガスを遮断する緊急措置ブロック化（供給地域を16ブロックに分割）を推進する。

**(5) 情報通信設備の整備**

災害発生時に、需要家等からのガス漏れ通報、防災関連機関との連絡及び大和ガス(株)の各部署との調整を確保するため、情報通信施設を次のように整備する。

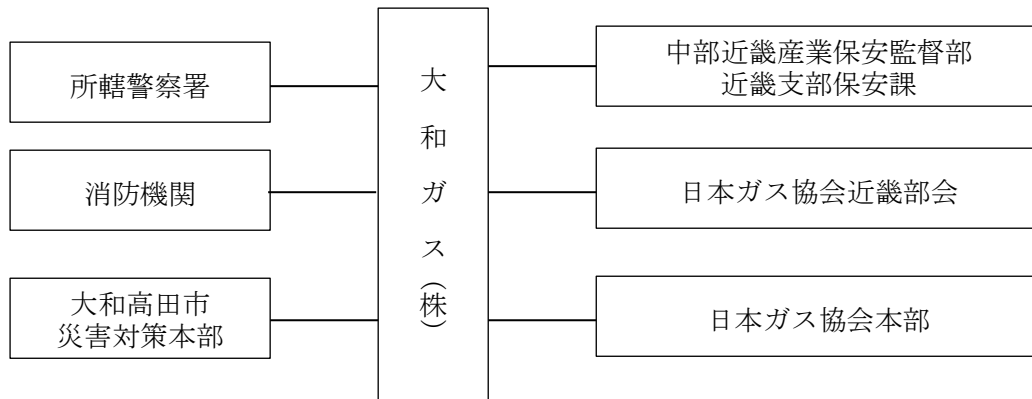
1	災害時優先電話（災害応急復旧用無線電話）の加入
2	移動無線による通信体制の強化
3	防災関連機関との相互支援体制の推進

**(6) 車両、資機材の整備**

災害発生時の導管のガス漏洩に備えて、現有車両の装備と資機材の整備を図る。

**3. 連絡体制**

災害発生時の被害状況や供給停止等の緊急措置、応急復旧にかかわる情報連絡や救援要請を行うため、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づいて、大和ガス(株)は、災害発生時に連絡すべき関係機関と連絡体制を次のように定める。



#### 4. 広報活動

災害発生時に備えて、次の2点を重点に広報活動体制を確立する。

1	需要家に対するガス安全使用のためのPRの強化
2	土木建設関係者に、建設工事の際のガス施設による災害を防止するため、ガス管の布設状態、埋設深度、材質等ガス供給施設に関する知識の普及を図る。

#### 5. 教育訓練計画

大和ガス(株)従業員及び関連工事会社従業員に対して、「ガス漏洩及びガス事故等処理要領」を重点に教育を施し、保安意識の向上に努めるとともに、「緊急事故処理訓練」、「非常招集訓練」、「地震対策実施要領」に基づく各種訓練を行い、これらの諸訓練の集大成として、毎年1回総合訓練を実施する。

## 第6節 文化財の災害予防対策

文化財は、火災、風水害だけでなく、盗難・毀損、さらには虫害、材質劣化等の平常時における被害も含めた災害全般に対する予防対策とする。

文化財は貴重な国民的財産であることを十分に認識し、文化財保護の一環として、予想される災害に対して、保存のための万全の配慮を行うとともに、良好な状況のもとに文化財を維持管理するよう努める。

対象とする文化財は、資料編のとおりで、これらの文化財を火災、地震その他風水害等から保護するため、必要な対策を講じる。

▶ 参照資料編	資料41. 市内文化財一覧表
---------	----------------

### 第1 文化財防災意識の普及と啓発

文化財保護強調週間、保護月間、防火デー等の行事を通じて所有者、市民、見学者等に対して、文化財防災意識の高揚を図るための啓発活動に努める。

### 第2 予防体制の確立

文化財保護対象物を所蔵する建造物の周辺を火気使用の制限区域に指定し、市民、見学者等に対し周知を図るため標識等の設置を進めるなどの対策を講じるとともに、初期消火・自衛体制の確立、防災関係機関及び市民との連携の強化などにより、予防体制の確立を図る。

また、震災による倒壊を防止するため、施設の耐震化を促進する。

### 第3 消防用設備の整備、保存施設等の充実

文化財保護対象物を所蔵する建造物における消防用設備、避雷設備などの防災設備の設置または改修を促進するとともに、保護対象物の保存施設の整備・充実並びに警備体制の充実を図る。